

経済産業省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提携団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
297	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るために経済産業省通知の見直し	【支障事例等】 国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用地ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象期間であっても、返還を行わず商用地へ又転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。	補助対象となったプラン等は目的外の使用が限定的にしか認められないため、例えば、試験研究用に導入した設備等の場合、その試験研究が事業化にならざる場合は、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。 そのため、償却期間内の補助対象プランであっても、補助金返還等を行わぬ商用地へ又転用できるように運用を見直し、企業の事業活動に則った形で、補助金対象施設の柔軟な活用を図り、企業の競争力を強化すべきである。異議なし。平成16年6月10日付引受令16-10-10会議第5号通知「補助事業者により取得・又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについての5.承認申請等の特例」の(2)に開発試作用施設を本末の開発意図に沿つた用途に転用する場合を追記し、補助金返還等が生じないようにすべき。	補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)において、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う机制制限財産(設備に限る。)の転用については、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付条件を付さないことができるとしており、現行規定の運用で対応できるものと考えております。 なお、個別に問題等生じるケースがありましたら、経済産業省大臣官房会計課又は各事業担当課までご相談ください。	経済産業省	三重県	D 現行規定により対応可能	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)において、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う机制制限財産(設備に限る。)の転用については、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付条件を付さないことができるとしており、現行規定の運用で対応できるものと考えております。 なお、個別に問題等生じるケースがありましたら、経済産業省大臣官房会計課又は各事業担当課までご相談ください。」	—
685	国が地方自治体を経由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	多くの地方自治体では、それぞれの創意工夫のもと、地域の実情を踏まえた中小企業に対する支援制度を実施している。 一方で、平成23年度補助金では、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業では、平成24年度修正予算事業を拡大して実施されているが、地方自治体が直接開催しない制度となっており、地域の事業者の様々なニーズや要望を踏まえた運用がいくつも組みとされている。また、「エネルギー」使用合理化等事業支援者補助金も同様に、地方自治体が開催している制度となっている。 横浜市では、新技術・新製品開発に取り組む中小企業を支援する「中小企業技術・新製品開発促進事業(SBIR)」、中小製造業を行う設備投資等について経費を助成する「中小製造業設備投資等助成事業」を行っているが、国の支援制度は本州制度との一貫的な支援となっていない。 地域の産業振興に密接した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みとすることが必要と考える。國において、過去2か年の修正予算事業等も含め、同種の事業を展開するのであれば、上記の趣旨を踏まえ、地方自治体が開催できる制度としていたたきたい。 ※補助金の流れ:経済産業省→横浜市(交付機関) 地方自治体が、國の交付資金を活用し、自制度と一緒に中小企業への支援を実施することで、自治体の運営による事業の上乗せや幅度拡充、地方の実情で中小企業からの要望等を踏まえた効果的・効率的運用・申請手続きの簡素化等が可能となる。 また、地域の中小企業にとっては、ワンストップでの申請・利用が可能になるなど利便性の向上となる。	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 エネルギー・使用合理化等事業支援者補助金交付要綱 エネルギー・使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱	経済産業省	横浜市	C 対応不可	【ものづくり・商業・サービス補助金】 ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済政策の実現として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、3月10日付に予算を終了。 したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、補正という性格上、原則連続性を有さざる事業であるため、移管できない 【エネルギー・使用合理化等事業支援者補助金】 当該事業は、新技術・新製品開発に応じた安定かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的としている。そのため、全業種を対象に全国一律で同じ要件で同一に審査等を行っているところ。 自治体により、特定の事業に対しての支援が必要といふ判断がある場合は、国で実施する当該補助金とは別に自治体の事業として実施するのが適切と考える。 【参考】 (交付の目的) 第2条 この補助金は、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が行う、事業者が計画したエネルギー使用合理化及び電気需要平準化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入(以下「開発補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費を補助することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。	地域の産業振興に密接した事業については、地域の中小企業の課題を把握している地方自治体が、より柔軟に運用できる仕組みを構築することがより効果的である。 そのような補助金を新設する場合は、国から直接中小企業等に補助するのみならず、国から地方自治体へ交付金として交付し、自治体の判断により上乗せや拡充など地方の実情や中小企業からの要望等を踏まえた運用が可能なとなるよう、地域の個性を尊重した手法を考慮していくべき。	—
64	特定家庭用機器再商品化に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合は、そのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化的責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業者が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることがができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第52条、第53条	経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	報告微収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に現在在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があります。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委託されている報告微収・立入検査に関しては、從前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないものと考える。 また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。	—

経済産業省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
297	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための経済産業省通知の見直し	国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までの短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プランであっても、返還等を行わず商用ペースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	提案団体である三重県からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により対応可能なものであると考えている。
688	国が地方自治体を経由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	地方自治体が独自制度と一緒に実施できるよう、国が実施する地方自治体を経由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付化	都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新やエネルギー使用合理化等事業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県が実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行るべきである。		C 対応不可	<p>【もののづくり・商業・サービス補助金】 ものづくり・商業・サービス創出助成金の採択率は上昇する一方で、申請者との取扱いを継続することによる申請者の負担が増加する傾向など、力強い成長目標をもつ経済の成長率と上げに資するとともに、持続可能な経済成長の実現を目指すとした緊急経済対策としてこれまで国や自治体等で推進してこなかった施策を補助金予算で(連続性を有さず)行ったものである。特に上記目的性質上、全国一律で、同一基準で審査を行うのが要があつた。</p> <p>なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中央会が事務局となりいる地域課題審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験機の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。</p> <p>また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加重を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われていること。</p> <p>【エネルギー使用合理化事業者支援補助金】 本補助金の目的は、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築であると共に、地域特徴に合わせて、全国の中より省エネルギー効率等の高い事業を支援するため、各都道府県が実施する。</p> <p>また、各自治体が実行する事業は、あらかじめ各自治体が各自の事業等の応募予定事業を公表したとしても、全体の応募予定事業のでの比較ができるとの事が前提となる判断でない。 本補助金は企業の設立年月日等の実績をもとに評価するのであるが、各企業の状況に応じては、実績がない場合、具体的にどの程度の評価がされるかは花道崎にならないわからないことから、あらかじめ個別自治体ごとに必要な応募予定事業を公表することで、その結果予算の不足により高い省エネルギー効率等をもつ方に集中して補助ができるようければ、本補助金の目的を果たせなくなる。</p> <p>一方して、平成25年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(予算額10億円)における人口風の採択件数は件数であったが、平成26年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(予算額10億円)における同様の採択件数は件数になっているなど、年度ごとに採択件数には大きな変動がある。 よって移者はできないが、制度の充実のため、具体的な支障事例等があればご提案いただき、意見交換を行ってまいりたい。</p>
64	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立案検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める。(事業所が複数ある場合はすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>〈特定家庭用機器再商品化法の理念〉 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になつたこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化等実施義務を課し、小売業者等に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正化円滑化に取り組むことを目的とした廃棄物処理法の別称法である。</p> <p>したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係生産者の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
154	特定家庭用機器再商品化に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化に基づく国への報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手助け方式とする。 権限移譲を受けた都道府県の地方自治法に基づく事務処理条例により、希望する町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県、市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導・勧告は国が行っている。連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、各府省が共管していることにより、綱引き行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業者が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入検査・指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化が図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準・財源・人材等について併せて国から措置することが必要である。	特定家庭用機器再商品化法第14~16条、第27~28条、第47条、第52~53条	経済産業省、環境省	鳥取県	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査・指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、権限を移譲する。
772	特定家庭用機器再商品化に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への電気リサイクル法に基づく立入検査・報告微収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査・報告微収 事業者等への指導・助言 事業者等への勧告・命令	【現行】現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収・立入検査を実施してはいるが、国に協力を依頼しなければならない。現在では、立入検査・報告微収等の権限がないため、支障があつても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後退いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念としている)、指導・助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、基づく権限を有するなどして、適正に廃棄物の処理が可能となり、事業者への統一的な指導・助言等の権限を有することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導・助言・勧告・命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。 なお、これらの権限の実績により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第52条、第53条	経済産業省、環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。事業者への統一的な指導を実施することができる。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査・報告微収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査・報告微収 事業者等への指導・助言 事業者等への勧告・公表、命令	【現行】支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のための事業者を指導する権限はないことから、報告微収・立入検査を実施するとしているが、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施しても、指導・助言等の権限が無ければ実効性がない。現在では、立入検査・報告微収等の権限がないため、支障があつても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後退いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念としている)、改正による効果、都道府県内のすべての事務所に対する報告微収・立入検査とあわせ、指導・助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であります、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導・助言・勧告・命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。 なお、これらの権限の実績により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告微収・立入検査・指導・助言・勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	環境省、経済農林水産省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告微収・立入検査・指導・助言・勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告、立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告、立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であるから、希望する都道府県の手上げ方とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地元自治法に基づく事務処理慣習例等により希望する市町村にて一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	手上げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	<特定家庭用機器再商品化法の理念> 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等による商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことを目的とした廃棄物処理法の特別法である。 したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の事情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係生産者の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。 仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家庭リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、資源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	手上げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<特定家庭用機器再商品化法の理念> 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等による商品化等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことを目的とした廃棄物処理法の特別法である。 したがって、住民に最も身近な市町村において、地域の事情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係生産者の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。 仮に権限を移譲した場合の実態上の問題点については、別紙を参照されたい。	
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、資源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	手上げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成10年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びそれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律である。 特許庁企画室による容器包装化政策の実行方法(法第19条)によると、法第19条に基づく指定法人である財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の専門回収を行ふ方法(法16条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を担うシステムとなっていることから、移譲を望むようになっている地域の活動している他の事業者の取組状況等も踏まながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しが主体である我が国が、全國統一的な観点から実施することが適当であるから、これらの事務を地方へ移譲することは困難である。 (2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内ののみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基く権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基く権限の広域連合への移譲	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再商品化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第12条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告微収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を超えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。	また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基く報告・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基く報告・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の区域の上昇げ式とする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告微収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同時に、容器包装リサイクル法に基づく再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自家回収を行う方法(法18条)が存在する。報告微収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けた再商品化を行っている事業者はございません。大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74、371件、自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基く権限の都道府県への移譲	【現行・支障事例】事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並び権限どす)	(改正による効果)事業者等への立入検査、報告微収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、絏済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告微収・立入検査、指導・公表、助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、隣接の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃油法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。・事業者への統一的な指導等を実施することができる。また、大臣と並び権限どすことで、合同で立入検査を行うとともに、指導・助言、勧告・命令を行うあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれに伴うされた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用者を通じて、廃棄物の適切な処理及び資源の有効な循環を図ることで、もって生活環境の保全及び国民の健康の維持増進等を目的とする法律である。 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づき指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行なう方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の立回りを行う方法(法16条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を図るシステムになつていることから、移譲を要望している区域に活動している他の事業者の取扱状況等を踏まながら実施される必要があり、認定及び認定の取扱いの主体である我が国が、全国統一的な観点から実施することが適当であるから、これらの事務を地方へ移譲することは困難である。 (2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴広域連合内のみ事業者を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
976	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令による事務・権限を都道府県へ移譲する。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令による事務・権限の移譲する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令による事務・権限を都道府県へ移譲する。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令による事務・権限の移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることをから希望する都道府県の手上げ方とする。 権限の移譲を受ける都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	(1)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれに伴うされた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用者を通じて、廃棄物の適切な処理及び資源の有効な循環を図ることで、もって生活環境の保全及び国民の健康の維持増進等を目的とする法律である。 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づき指定法人である公益財團法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行なう方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の立回りを行う方法(法16条)が存在する。法第19条に基づく指導・助言、法第20条に基づく勧告・公表・命令等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を図るシステムになつていることから、移譲を要望している区域に活動している他の事業者の取扱状況等を踏まながら実施される必要があり、認定及び認定の取扱いの主体である我が国が、全国統一的な観点から実施することが適当であるから、これらの事務を地方へ移譲することは困難である。 (2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。 （行はれどす） 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、勧告 事業者等への勧告、命令	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売られ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に生産している食品廃棄物について、発生抑制と減量化に取り組むべきを減少させるとともに、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずることにより、利用者を看護する度合での余分な資源の利用の抑制を図ることで、資源の有効な循環を図ることにより、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の範囲内の自由な競争、契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を総みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の意定するところではないと考えられる。 (2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があります。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、従前より一部都道府県を除いては各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令による事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令による事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の区域内にのみある場合は、事務・権限を上級方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っていることにより、統一の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各都道府県が共管していることにより、統一の権限が生まれる。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準・財源・人材等について併せて国から措置を受ける市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があります。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査・指導・助言等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同時に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一緒に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	【現行・支障事例】 事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要な人員・財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導・助言 事業者等への勧告・公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないところから、報告微収・立入検査を実施するとしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとして、指導・助言等の権限がないため、支障があつても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告微収・立入検査とあわせ、指導・助言等の権限についても都道府県に移譲することによって、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する者として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限することで、合同で立入検査を行うとともに、指導・助言、勧告・命令を行いうあたり、事前に大臣と調整を行うことによる統一的な運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告・公表、命令ではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県、福岡県	C 対応不可	同法の目的を達成するため、国が全國統一的な観点から報告微収・立入検査・指導・助言・勧告・公表・命令等を行いう必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聞いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められるところから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃棄物法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができるなり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に生産している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分せざる量を減少させるとともに、国的基本方針及び食品流通事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事業者等による監督・指導・助言等の措置を講じることにより、食品の登録制度その他の食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品安全の確保及び食品による疾病の拡大の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 本法は、住民に最も身近な市町村単位の地域の実情に応じて適正に処理されることなる一般衆営業物の管理や、都道府県等の一定の権限の民営の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造・流通・消費される食品及びその事業物の問題について把握し、国の基本方針及び食品流通事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの取り組みは、監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。 (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴連合内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることをいかん希望する都道府県の手上げ方とする。 権限の移譲を受ける都道府県は、希望する市町村に「廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に生産している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分せざる量を減少させるとともに、国的基本方針及び食品流通事業の判断の基準となるべき事項を定め、当該事業者等による監督・指導・助言等の措置を講じることにより、食品の登録制度その他の食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 本法は、住民に最も身近な市町村単位の地域の実情に応じて適正に処理されることなる一般衆営業物の管理や、都道府県等の一定の権限の民営の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造・流通・消費される食品及びその事業物の問題について把握し、国の基本方針及び食品流通事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの取り組みは、監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。 (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第49号。以下「法」という。)は、使用済物品等及び副産物の資源の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。 具体的には、製品の製造段階における対策、設計段階におけるRの配慮(原材料の選用の合理化、資源循環におけるRの配慮)、製造事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者として取り組むべき事項を定めた法令(判断の基準となるべき事項)として定めており、住民に最も身近な市町村において地域の実情に応じて適正に処理するための業廃物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製造及び販売は一地域で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、およそ法の想定するところではないと考えられる。 (2) 資源の要件について(別紙に記載) (3) 同に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するとしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導・助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導・助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行ふとともに、指導・助言・勧告・命令を行ふにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようす。	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事に並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告微収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められるところから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる可能性となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源・人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限を都道府県へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	環境省、経済産業省	関西広域連合	C 対応不可	報告微収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められるところから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないと考える。 また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、各府県が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準・財源・人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	環境省、経済産業省	鳥取県	C 対応不可	報告微収・立入検査等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一連的に連用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事業者への小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく立入検査、報告役取等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣、知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告役取 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地場の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行ふことを求めるににより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでの一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の資源を最大限に活用することができる。 したがって、本法の目的を達成するためには、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合へ移譲を求める場合に、そのすべてが広域連合の管轄内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地場の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行ふことを求めるににより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでの一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の資源を最大限に活用することができる。 したがって、本法の目的を達成するためには、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴広域連合内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく(国)の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから、希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。 【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地場の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して、広域で回収を行ふことを求めるににより使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでの一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の資源を最大限に活用することができる。 したがって、本法の目的を達成するためには、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 (2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内にのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(そのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用率・再資源化的責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項	経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取扱状況や、近隣の県境も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取扱う多くの時点における全国的な状況を踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められるところから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各経済産業局に委任されている報告徵収・立入検査に関しては、從前より一部都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能といわれてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いないと考える。
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体・地域の状況は様々あることから希望する都道府県への上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがあるため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事業・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事業・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条	経済産業省、環境省	鳥取県	C 対応不可	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取扱状況や、近隣の県境も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取扱う多くの時点における全国的な状況を踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められるところから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徵收・立入検査・指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通則等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している、同様に自動車リサイクル法に基づく事務についても、國が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。
584	都道府県が行うJA等に対する計量証明事務の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壤中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事務とされ、当該の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所に登録を受ける。JA等が行うJA等に対する計量証明事務については、当該計量証明事務に該当しないものとなることを理由に規定を設けていたにきたい。	【制度改正の経緯】平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壤分析は、計量法に基づく計量証明事務に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事務の登録（環境計量士の配置義務）を行わなければ、農業者に分析値の提供できなくなつた。 【実際】JA等が行うJA等に対する計量証明事務の登録を実施する場合、JA等は、クーリング農業（環境保全型農業）を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地「北海道」が果してきた開拓に大きな支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】JA等が行う土壤分析は、農業者が適正施肥を行うための當農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳密な分析値を担当する必要がないものと考える。 【懸念の解消策】計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壤中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壤分析を適用除外とするよう規定すること。	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	経済産業省	北海道	C 対応不可	計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態を「数量」に測定し、農業上他に測定できないものと表示するものとされており、反復測定して行う場合は「計量証明事務」に該当する。したがって、JAが農地の土壤分析を行い、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復測定して行う場合は、計量証明士だけではなく土壌分析の測定のため、都道府県知事への計量証明事務としての登録が必要となる。 ただし、例えば、①JAが土壤分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥等について、農業者を指導する場合や②農業者が自身土壤分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事務には該当しない。 また、①JAが土壤分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥等について、農業者を指導する場合や②農業者が自身土壤分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事務には該当しない。 ③土壤養分の傾向が蓄積傾向に向かう欠乏傾向などの把難をいため、施肥による土壤養分のコントロールができるない、どの問題を生じることとなる特に②について、北海道は都道府県に比べて大規模な專業農家が多いことから土壤分析結果に基づく施肥量の調整によるコスト削減に積極的に取り組んでいるが、それらが実施できることにより、農家経営に大きな影響を及ぼすことになる。	計量法においては、高度経済成長期における公害問題を契機に、昭和49年法改正により環境計量士が新設されたとともに、平成元年には、環境計量士を「環境関係」と「音量・振動関係」に区分されることにより、環境計量士の登録を農業上他の測定である農業を表明するものとされており、反復測定して行う場合は「計量証明事務」に該当する。したがって、JAが農地の土壤分析を行い、その分析値を農業者に示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復測定して行う場合は、計量証明士だけではなく土壌分析の測定のため、都道府県知事への計量証明事務としての登録が必要となる。 ただし、例えば、①JAが土壤分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥等について、農業者を指導する場合や②農業者が自身土壤分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事務には該当しない。 また、①JAが土壤分析を行うものの、その分析値を農業者に示さずに、適正施肥等について、農業者を指導する場合や②農業者が自身土壤分析を行い、その分析結果を使用して、自作地の施肥量を決定する場合などは、計量法における計量証明事務には該当しない。 ③土壤養分の傾向が蓄積傾向に向かう欠乏傾向などの把難をいため、施肥による土壤養分のコントロールができるない、どの問題を生じることとなる特に②について、北海道は都道府県に比べて大規模な專業農家が多いことから土壤分析結果に基づく施肥量の調整によるコスト削減に積極的に取り組んでいるが、それらが実施できることにより、農家経営に大きな影響を及ぼすことになる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			
976	使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める。事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況などに鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の回収等に関する事項を定めるものである。法によって、メーカー等は、特定再資源化等の物品の再資源化等を行なう義務を課せらるるとともに、そのコストを新車販売時までに公表し、使用済自動車と今までの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築された自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなる。</p> <p>メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を算出し、全国単位で行うことをみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で総合化して実施することはおもそ法の想定するところではない。また、特定再資源化等の物品の再資源化等について、再資源化の量に関する基準を設けており、生活環境保護上の支障が生じないように行われるることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行なうことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一個の認定行為を行なっているものであり、資源の有効利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行なっているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならぬ。また、メーカー等が再資源化等を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行なっているかという観点から判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみによって判断できるのではないか。</p> <p>なお、貴県が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴連合の管轄区域内の事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題</p> <p>仮に、貴連合の管轄区域内の事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。(別紙あり)</p>
980	使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国との報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県に移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>自動車リサイクル法(以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の有効な利用が十分に行われていない状況などに鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等(以下「メーカー等」という。)による使用済自動車に係る廃棄物の回収等に関する事項を定めるものである。法によって、メーカー等は、特定再資源化等の物品の再資源化等を行なう義務を課せらるるとともに、そのコストを新車販売時までに公表し、使用済自動車と今までの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築された自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなる。</p> <p>メーカー等が行う再資源化等は、再資源化等に要する費用等を算出し、全国単位で行うことをみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で総合化して実施することはおもそ法の想定するところではない。また、特定再資源化等の物品の再資源化等について、再資源化の量に関する基準を設けており、生活環境保護上の支障が生じないように行われるることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行なうことについて、人的能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一個の認定行為を行なっているものであり、資源の有効利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行なっているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならぬ。また、メーカー等が再資源化等を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な管理・監督を行なっているかという観点から判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみによって判断できるのではないか。</p> <p>なお、貴県が要求する権限のうち、メーカー等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有するメーカー等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題</p> <p>仮に、一の都道府県内のみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。(別紙あり)</p>
584	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業者の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壤中の物質の濃度について分析結果を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たりては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事が登録を受けなければならぬ。JA等が行う土壤診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>計量法において環境省登録を実施した背景として、当時の公害問題を契機としたといふことは事実であるが、現行の計量法における環境計量證明の範囲は必ずしも公害に限るものに規制されているのではない。</p> <p>提案内容は、環境計量士の配置の困難性や、簡易な測定に基づく簡単な分析値を用いていることを指摘して「計量証明方法の改善を希望する」というものだが、例外措置の必要性の有無は、環境計量士の配置の困難性や計測手法の如何により判断されるものではない。説明行為の適切な実施の確保の観点からも引き続き現行の制度に則って対応されたい。</p> <p>なお、他の地方自治体におけるJAにおいては、計量証明事業者の登録をしているところや、職員に環境計量士の資格を取得させているところが既に存在している。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
634	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	【支障事例】 計量累の検定等を行う計量器の検査(基準器検査)については、計量法施行令第26条第1項及び基準器検査規則第5条第1項第3号により都道府県が検査を行うのが定められている。 県の計量検定所が所持する全量25Lを超える燃料油メーターの検査に使用する液体メーター用基準タンク(50L、200L)は、県が検査を行うことはできず、茨城県に所在する(独)産業技術総合研究所にて基準器検査を受ける必要があります。また、検査は、計量法第104条により、5年に1回受けることとされています。 【制度改正の必要性】 基準器検査の受檢にあたっては、基準器運搬に多額の費用がかかり、検査期間も1~2ヶ月を要し、検査に職員の同行が必要なことから大きな負担となっている。 (制度改正の必要性) 都道府県が基準器検査を行えるようにして、運搬費用や時間を軽減することができるところから、基準器検査規則第5条第1項第3号について、「全量が25L以下」の要件を削除することを提案する。 なお、県では、液体メーター用基準タンクの他に、法104条に基づき定期的に検査を受けている基準器(10L、5L、その他の基準フラスコ)を所持しており、この基準器を活用することにより、適切な基準器(液体メーター用タンク)検査を実施することが可能である。	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号	経済産業省	長崎県	C 対応不可	10L、5L、その他の基準フラスコを用いて全量25Lを超える50L、200Lといった液体メーター用基準タンク(燃料油メーター)の検査を行なうことは、検査の精度を確保することができないため、適正な計量の実施の観点からして適切ではない。	全量が25Lを超える200L以下の基準タンクについては、国が適正計量の実施を担保するだけの、技術的能力と検査設備を整えていると判断する都道府県を認定することで、都道府県が検査を行うことができるよう、お願ひしたい。
456	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関しての一部の都道府県の管轄区域内にある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告・徴収、立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務とともに移動時間の短縮につながる。 本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行なうことは可能であり、件数にもなるが、特に新たな組織の設置は要しないものと考える。 ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう統一した手引きなどの整備は事前に必要となるものと考える。	工業標準化法19条 1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項・22条、25条2項・28条1項、29条2項・31条3項、32条・33条1項、34条・36条、37条、38条、40条1項	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	●登録認証機関の登録等については、WTO/TBT協定等の関係もあり、国内だけではなく、国際的な整備・検査・信頼性確保の観点から重要である。技術的・行政的・監査性や質的・量的の観点から登録が定められる。各国民は、登録の結果、登録された機関が公的・私的・民間の標準化や標準化を招来する正確な実施体制のみならず、制度の国際的な信頼性低下や国際貿易紛争等を惹起するおそれがある。また、認証機関の登録所の変更・廃止等により、その登録先が変更になることが想定されるが、登録主体が異なる以上、新たな登録主体は現地審査を含めた登録審査を白地から再度行わざるを得ず、登録主体と認証機関のいずれにあっても、極めて非効率な業務執行となる。	意見なし
501	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造・修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類等の他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令を含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。 現在は、(独)経済産業大臣が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類等の他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続き時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	計量法第93条、第94条、第98条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	電気計器の品質確保は、電気の取りの適正な実施の確保、ひいては電気の安定供給の確保に不可欠であり、スマートメーターの早期導入が求められる中、その重要性は増している。このように、電気計器の品質確保は、我が国のエネルギー政策に密接に関わることであり、指定製造業者への立入検査等は、全国統一的な基準の下で実施される必要があることから、引き続き、国が実施することが必要である。	・全国統一的な基準の下で実施されることが必要とのご指摘については、国と都道府県間で連絡調整を行うことで、地域の実情も活かしつつ、統一的かつ機動的に実施できることから、手続きに係る時間の短縮及び地域の実情に応じた対応を図るためにも都道府県が実施すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
634	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タグ(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	基準タンクの容量が大きくなればなる程、誤差が大きくなるため、現状の検査体制に加え、恒温・恒温環境の調整等の検査設備や環境を整備する必要がある。また、設備の維持管理には、高い技術的能力・ソウルハウジング費用が必要となる。 したがって、現在、大容量の基準タグについては、産業研の設備及び専門家を配置して検査を行っている。仮に、都道府県自らが基準器検査を行うのであれば、国際標準と同等の精度を持って検査するための検査設備、技術的能力・ソウルハウジングが求められる。また、検査の実施方法によっては、結果的に一定の誤差が生じてしまう場合には、当該大容量基準タンクに合格した基準器の利用者から直接的に誤差が拡大する可能性がある。また、その影響は特定の都道府県のみに留まらず、計量法における適正な計量の法体系が脅かされる可能性が大きい。
456	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に則して一つの都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業者等に対する報告微収、立入検査等に関する業務	・報告微収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。			C 対応不可	全国知事会のご指摘については、昨年11月に次の理由から「報告微収・立入検査事務のみ移譲すること」と回答した。現在の状況では、引き続き、対応は不可能。 「一部道府県の認証製造事業者等の製造拠点に対する立入検査等で不適合が発見された場合、他の都道府県の認証機関が該該の不適合の検査結果をもとに同様の措置を取扱っている製造拠点が存在する場合、そこにおいても同様の問題が生じている可能性が考えられる。また、同じJIS製品の認証を取得している同業他社においても、同様の問題が生じている蓋然性が高いと考えられる場合がある。 こうした際に、一部道府県内にのみ存在する製造拠点に対する該該都道府県からの表示除去命令の処分は、他県の拠点に対する処分とはならないことから対応が不十分であることは明白であり、また、当該都道府県内だけに対する対応では、他県の同業他社等に対し、浮かび上がった問題についての対応が一巡後に水平展開し、必要に応じて公平に表示除去命令を下す、かつ、それが全國一律に実施されることを極めて難しいと考えられる。」
504	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 電気計器に関する立入検査等に当たっては全国統一的な対応が求められることから、権限移譲について慎重に検討すべきである。		C 対応不可	指定製造業者は、現在、全国で12事業所しか存在しておらず、立入検査等の業務は当該事業者が所在する区域を管轄する経済産業局に権限委託されていることから、事業者から手続きに時間がかかり過ぎる等の御指摘をいたいたいことは一切ない。逆に、仮に、事業所を所管する各都道府県が立入検査等を行うこととなった場合、複数の県域をまたがって事業所を設置している製造事業者にとっては手続申請先が複数となり負担増となる等の懸念がある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなどを貫いた管理	「相談内容」に係る。現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県: 1/3以内など)	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業戦略推進事業(地域新成長産業集積戦略推進事業)及びノーベーション基盤強化事業(以下「基盤強化事業」))は、地方自治体の行政区划を跨ぐる広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力を効果的に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としている。	経済産業省 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業戦略推進事業(ノーベーション基盤強化事業)) 交付要綱	神奈川県	C 対応不可	地域新成長産業創出促進事業費補助金に際し、地域新成長産業集積戦略推進事業(以下「戦略推進事業」)及びノーベーション基盤強化事業(以下「基盤強化事業」)は、地方自治体の行政区划を跨ぐる広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力を効果的に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としている。 この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やノーベーション創出を促すため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当している。 また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委託するよりも上述の執行体制がより適当であったと考える。 なお、本事業は平成25年度で事業を終了している。	意見なし
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなどを貫いた管理	「相談内容」に係る。現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行: 国2/3 ⇒ 例: 国2/3、都道府県: 1/3以内など)	「産学人材育成パートナーシップ令後の取組の方向性について」 ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。	意見なし
235	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【想定の解消】 第一次括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次とのおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 【目的】法で実施事務が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣つて各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 【名称】既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を避けるような名称変更が発生することは考えにくい。 【地区】県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について國に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	広島県	C 対応不可	①事業(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的とした組織であるとした経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行って組織となる事項であることとともに、次のことより、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事務が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣つて各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を避けるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について國に権限を残すという対処も検討できるのではないか。 ②4つの特性(地域性・公共性・総合性・国際性)を確保するために「全国的な統一性の維持」が必要であっても、国が運用指針等を定めることにより担保可能と考えられ、むしろ、定款変更の内容により指針が分散していることのデメリットの方が大きい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
470	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などとの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト終了後のフォローなどを貴重とした管理	・地域技術の振興への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業との連携によって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域技術の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同様の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	地域新成長産業創出促進事業費補助金に關し、地域新産業集積戦略推進事業(以下「戦略推進事業」)及びイノベーション基盤強化事業(以下「基盤強化事業」)は、地方自治体の行政区域を跨ぐ広域経済圏において、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が持つ様々な強みや特長、潜在力等を有効に活用した、新たな成長産業群の創出・育成を推進し、全国的に展開することを目的としている。 この観点から、より効果的に広域経済圏におけるネットワーク強化やイノベーション創出を促進するため、戦略推進事業については経済産業局、基盤強化事業については経済産業省本省が執行を担当している。 また、事業スキームにおいても都道府県外での産学官のネットワーク構築を要件としているため、都道府県に本事業の執行を委託するよりも上述の執行体制がより適当であった。 なお、本事業は平成25年度で事業を終了しているため、対応不可。
940	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などとの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト終了後のフォローなどを貴重とした管理	・産学官連携による高度技術の開発に係る支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業との連携によって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産学官連携による高度技術の開発に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同様の事業を行う場合は、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	「産学人材育成パートナーシップ事業」は、平成22年度で終了しており、現在当該事業に関する事務は、存在しない。
235	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事に移譲する。	・商工会議所の國の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一貫性のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が実業団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域の経済団体として事業活動を行って上位規制となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・國際性)を確保する上で、全国的に統一性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている。 日本商工会議所による標準定款例、法的拘束力がないため、本標準定款例を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。名称について、国民、商工業者が誤認混同を与えるような名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。 また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商閥係団体に対する事務の一元化を進めため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	①商工会については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向け活動する団体に委ねられない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など開拓を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な借用権を維持するために國が指導・監督について一定の権限を保持する必要があるとの回答がされているが、そのことのみをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なメリットは不明である。 ③多くのくもと希望する団体に対しては、手擧げ方式により権限移譲が可能となるよう図るなど、地域の実情に応じて処理ができるようすべき(ただし、該当商工会議所の了解が要)。	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項	経済産業省	群馬県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・統合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関する全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消し処分等は、国の権限としている。 商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・統合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関する全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取消し処分等は、国の権限としている。	①商工会議所は、「ア地域性-地域を基盤としている、イ総合性-会員はからゆる業種・業態の商工業者から構成される、ウ公共性-公益法人としての組織と活動などの面で新しい公共性を持つている、エ国際性-世界各団体に商議所が組織されている」の4つの特性があるとされているが、ア~エについては、都道府県は、商工会や農業協同組合等同様の性格を持つ組織の運営・監督を既に行っており問題ない。 エ~イに関して、経済産業省は、19回地方分権改革推進委員会提出資料で、「商工会議所の活動に対する日常的な監督は、都道府県に権限を移譲しているが、同会議所は国際開拓業務を行っているため、組織の根幹に関する権限は国が保持している。」とある。これは、国際開拓業務である原産地証明が移動の支点についていることから、許可権限は分離して原産地証明の事務部門が専門的に行なわれるなどとある。 また、一部の商工会議所では、EUにに基づく特定原産地証明書の発給等でいうが、これは各商工会議所の事務所ではなく、日本商工会議所の所管としている法律第8条)。 ④都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資るために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務にならない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可についてでは、第25条の定款記載事項により所管行政部が経済産業省であつたり、都道府県があつたりする。権限移譲により、どのような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上に貢献するものと考えられる。 また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことからも都道府県等に権限移譲すべきものと考える。	商工会議所法第3条第2項以外	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・統合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関する全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。 商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・統合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関する全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。 商工会議所による国際権限については第4次一括法により、一部都道府県と県民サービスを図り、都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一休感のある施策の実現を目指すため、名称使用許可を除むる全ての権限を移譲すべきである。 また、全国に統一性を維持する必要がある場合には、国がガイドラインを示すことで対応可能といえる。	商工会議所間で連携・管理について統一的な基準を定めて維持することで維持することができる。さらに、商工会議所について熟知しているため、都道府県が権限の行使をするための特徴の確保に資するといえる。 商工会議所による国際権限については第4次一括法により、一部都道府県と県民サービスを図り、都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一休感のある施策の実現を目指すため、名称使用許可を除むる全ての権限を移譲すべきである。
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等に関する全てを都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興策と密接な関わりをもつ、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国内に残されている設立・解散等の許可について地方において権限を残すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を認めること。 なお、第4次一括法の成立に伴い、経済産業省から「商工会議所は、国が…指導・監督について一定の権限を保持する」がある回答がされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策と関連が深いから、移譲を認めるもの。	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条	経済産業省	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・統合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関する全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立や解散の認可等は、国の権限としている。	商工会議所の4つの特性のうち、地域性、公共性、総合性については、各都道府県の範囲にとどまる商工会議所については、都道府県へ権限を移譲しても支障はないと考える。国際性については、商工会議所の事務として特に原産地証明書の発行があるが、これは各商工会議所の事務所ではなく、日本商工会議所の所管としての事務であり、日本商工会議所の権限のみを国が所管しているに支障はないと考える。都道府県へ権限移譲した場合に、どのような具体的な支障事例を想定されているかご教示いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
334	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	・商工会議所の国に残る権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一休感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる、設立の認可や取扱いの処分等は、国の権限としている。 国際性に関して、日本商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行(同法第6号)、各商工會議所の重要な事業(商工議所法第6条第6号)であり、その他にも国境を超えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同法第11号)、商事取引の紛争に関する斡旋、調停又は仲裁(同法第12号)も重要な事業である。
494	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを推進移譲する	・商工会議所の国に残る権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一休感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。そのため、全国の商工会議所の統一的な組織運営等に大きく関わる許認可や処分等は、国の権限としている。 上記のように国の権限としている事項は、県内の商工会議所の熟知の程度とは関係なく、全国的に統一性を維持するためのものである。 また、 국가認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかずガイドラインを整備し、統一性を維持し続けることは困難。
592	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	・商工会議所の国に残る権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一休感のある政策の実現並びに更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性・公共性・総合制・国際性)を確保するためには、その運営・管理に関して全国的に統一性を維持することが必要である。 国際性に関して、日本商工会議所による特定原産地証明の発行以外にも、原産地証明書の発行については、各商工會議所の重要な事業(商工議所法第6条第6号)であり、その他にも国境を超えた商事取引に関する仲介又は斡旋(同法第11号)、商事取引の紛争に関する斡旋、調停又は仲裁(同法第12号)も重要な事業である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
948	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第一次括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり都道府県において認可権を実施することは可能と考える。 【目的】法で実施事務が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣つて商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 【名称】既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同をえるような名称変更が発生することは考えにくい。 【地区】県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について間に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で複数となる事項である。また、商工会議所を他の経済団体と区別する4つの特性(地域性、公共性、総合性、国際性)を保有する上で、全国的に一貫性を維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限をしている。	3事項(目的、名称及び地区)が商工会議所が業種団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域的総合経済団体として事業活動を行う上で複数となる事項であるとしても、次のとおり、都道府県においても認可権を実施することは可能と考える。 【目的】法で実施事務が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣つて商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。 【名称】既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同をえるような名称変更が発生することは考えにくい。 【地区】県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について間に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省を通じて規定されている工業用水道からの離用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象整理及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の彈力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要のかい離が拡大している中、工業用水及び離用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法で規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようないわゆる。 (制度改正の必要性)工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 離用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利水)等に伴う水利権上の制約(本來的には、離用水等の供給は工業用水の外的使用となるため彈力的な運用が必要)。 (制度改正の必要性)工業用水の離用水を離して活用することは、工業用水道事業の経営の観点から、資源の有効活用に対する課題に付随できることから、農業用水の都市活動用水や海外の経済産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な需要に対応できるよう、離用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	経済産業省、国土交通省 熊本県、福岡県	D 現行規定により対応可能	工業用水道事業法においては、工業用水としての水の需要が計画よりも少なく、工業用水事業者が供給できる水の量に余力が生じた場合に、工業用水以外の用途(人の飲用に供する水として供給するもの)を除く。に水を供給することは妨げられていない。 なお、産業構造審議会地域経済産業分科会第5回工業用水道政策小委員会における議論を踏まえて、今後、工業用水道事業の離用水に関する制度改正(手続きの簡素化、供給条件の緩和等)等を行う予定。	第1次回答により、植物工場等や都市活動用水、船舶等への供給についても可能となるものと期待するとともに、工業用水道事業の離用水に関する制度改正(手続きの簡素化、供給条件の緩和等)が早期に実施されることを要望する。 なお、離用水に関する制度改正に実効性を持たせるためにも、併せて関連する規制(水利権等)に係る関係省庁との調整を要望する。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県に行き来べきである。 現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業用水道事業者が相談しやすい環境になると見えられる。 県ではこれまで工業用水道事業に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるよう規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業用水道の届出・許可 法第6条、法第7条、法第8条、法第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	経済産業省 神奈川県	C 対応不可	工業用水事業法は、工業用水事業の運営を適切かつ合理的な形全般に亘り、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。 国内に届出・許可を申請することについては、工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、国が産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要素を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等について検証する必要があるため、今後とも国が手続きを維持することが重要である。 また、大規模災害の発生リスクが高まっている中で、災害に強い国土及び地域を作ることが急務であり、昨年、事前防災・減災による施策を策定して推進するため国土強靭化基本法が成立したところ、同法に基づく基本計画において、工業用水道の災害対応力の強化を進めることとしており、工業用水道の整備・強靭化を国の政策として実施していくことが必要。	工業用水の豊富低廉な供給の確保という観点から、産業政策との整合性等も踏まえつつ、各工業用水道事業者が事業の確実性と経営の合理性を確保するのに必要な要素を備え、また、国民経済的に適切であるかどうか等の検証については、法令や運用の基準を整備すれば都道府県でも可能であると考える。 また、国土強靭化基本法第4条は、国土強靭な役割分担を踏まえて、施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するところあり、東日本大震災に見られるように、大規模災害時の住民や企業への支援の実施主体として都道府県の役割の大きさを踏まえると、都道府県の役割とすることが適当であると考える。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
946	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	・商工会議所の国の権限については第4次分権一括法により一部、都道府県・政令指定都市に移譲されたものの、いまだ国に残る権限が存在する。都道府県における一體的な指導監督を通じ、地域の実情を踏まえた一体感のある政策の実現並に更なる事務の迅速化に資するために、国に残る全ての権限を都道府県へ移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項(目的、名称及び地区)は、商工会議所が実権団体や特定グループの利益を目的として結成された経済団体とは異なる地域の統合経済団体といわれる要素が運営上では根幹となる事項である。また、商工会議所の権限は、区域によって持つ特徴(地域性・公共性・統合制・國際性)を確保する上で、全国的に統一して維持する必要がある事項である。そのため、その変更については、国の認可権限としている日本商工会議所による標準定款例則、法的拘束力がないため、本標準定款例則を超えて定款変更がなされた結果、従来の商工会議所と性格が異なる団体となる恐れがある。 名称について、国民、商工業者が誤認混同を与えるような名称を付けることがないよう、全国的な見地から判断する必要がある。 また、国が認可権限を委譲した上で、国が法的根拠に基づかず運用指針等を整備し、統一性を維持し続けることは困難。
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの純用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の実効的な運用を実現すること	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	工業用水道事業の純用水に関する制度改正については、国土交通省と調整の上、本年度内に実施することを目指す。
503	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 ・工業用水道の届出・許可 ・工業用水能力の変更等の届出・許可 ・工業用水道事業に関する報告 ・水質測定項目免除の承認の申請ほか	・提案団体の提案に沿って都道府県へ権限移譲すべきである。			C 対応不可	国全体として産業競争力・成長性を高めるためには、県域を越えた最適な産業立地政策(広域のクラスター政策や戦略産業育成政策など)を視点から進めることが重要であり、県立地と密接に関わる工業用水道事業はこれらの政策との整合性を踏まえて進める必要があります。基本的に都道府県は産業立地政策を都道府県と段階別に取り扱う場合があり、上述の広域的な産業立地政策の視点で政策を推進する方針が重要である。 また、工業用水道の設設、水源保全や治水汎下の影響範囲等は複数の県域をまたぐ場合があり、さらに、国として工業用水道事業の広域化を進める方針性が示されている(産業構造審議会第5回工業用水道政策小委員会(平成26年5月経済産業省))中で、地域的な事業展開を行なう事業者は今後も増えていく見込みである。反面都道府県が権限を有した場合、これらの広域的な視点を踏まえた判断や関係自治体間の利害関係の調整等における公平・公正な判断が行えないおそれがある。 加えて、防災基本計画において工業用水道はライフラインと位置づけられており、その整備及び維持管理は国家の重要な機能確保の観点から極めて重要であり、国土強靭化基本法においても、大規模自然災害等から国民経済を守ることは国が果たすべき基本的な責任の一つであり、地方公共団体と連携しつつも、国がしっかりと計画を定めて行なるものとされている。 なお、国としては、これまでにも工業用水道事業者と緊密なコミュニケーションを図ることで地域の実情に応じた相談対応を心がけてきたところであるが、今回の指摘を踏まえ、今後は工業用水道事業者以外の関係自治体からの意見聴取等も行なうなど、これまで以上に地域の実情を踏まえた対応を目指してまいりたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
844	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能なよう、以下とのおりとする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内の市事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導であるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが効率的であるものの、現在、当該事務は県（一部）が所掌しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えは、事故の発生については、国所掌の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになつてゐるなど、事務処理が混迷するこれが指摘されている。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3の2第3項、第8条、第10条第2項、第13条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第22条第2項、第25条、第26条、第29条第1項、第32条第2項、第33、経済産業省第24条、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4、第35条の5、第35条の6、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項、液化石油ガス販売事業者に係るもの）及び第2項、規則第132条、規則第133条	愛媛県	C 対応不可	国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の中には、50以上の販売所又は保安機関の事業所がそれ以上存在しているケースもあり、国所管の液化石油ガス販売事業者や保安機関に係る仕組みから、事業所を市町村で基礎自治体で所掌する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうことによる。 「事業者に対して著しい負担を強いることになる」との回答については、権限の委譲後も国が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。	「基礎自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうこと」の回答については、権限の委譲後も国が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。	
426	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が「1/2以下」の補助金だけに同交付金を充當できるようになっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弹性的運用を可能としたい。	【提案の背景】石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、段階的安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策においては、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく必要な対策の推進が緊急の課題となっている。 【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助割合が法令により定められているもの（一定割合）以内の割合で負担又は補助することにならぬものに含め」、以外のものについては、石油貯蔵施設の設置費用の円滑化に資する特に必要があると認められる場合には、交付対象外とする旨の規定が記載されている。それにより、補助の割合が1/2より高い事業は充當できないと運用上の誤解が生じている。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表昭和53年9月28日付け、53資源計第16号「資源エネルギー庁石油部計画課長通知」通知により、補助の割合が1/2より高い事業は充當できないと運用上の誤解が生じている。	経済産業省 (資源エネルギー庁)	C 対応不可	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表昭和53年9月28日付け、53資源計第16号「資源エネルギー庁石油部計画課長通知」通知により、補助の割合が1/2より高い事業は充當できないと運用上の誤解が生じている。	「現行制度においても対応は可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、國の権限に属する事務について、まずは地方へ移譲していくというものであり、県から基礎自治体（市町村）への移譲は、その後のステップの課題として、環境の整った基礎自治体から順次実施することを考えている。	「二重規制（行政）との指摘はあたらぬ」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域に跨る同一の事業を営んでいるものでありながら、その管轄区域の大小により所掌する官公庁が異なることをもつて「二重行政」といって、それを解消することにより、効率的・効果的な指導監督体制を構築しようとするものである。
375	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可申請に相当する暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の1第1項に「暴力団排除規定期がなければ登録を拒否し、又は取り消すことができる状況にあり、現に警察からの通報により暴力団に密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず」、対応に苦慮する県もある（ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかつた）。	採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項	九州地方知事会 (資源エネルギー庁)	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。 一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検討を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。	犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けて対応をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
844	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限について、効率的・効果的な事務が可能なよう、以下のとおりとする。 ・液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、市町村に移譲するべきである。	[全国市長会] 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が増加することとなり事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。			C 対応不可	国所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関はそれぞれ約240、約570社あり、販売所及び保安機関事業所をそれぞれ69事業所/35都道府県、70事業所/36都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じる。 仮にこうした事業者を各都道府県が管轄することとした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県の申請を行つた場合が生じてしまう。こうした事業者には、効率的に指導を行うために、国が広域的に対応することが規制の実効性・行政コスト・事業者コストの観点からも最適であると考えている(全国市長会からの意見にもある事業者コストの増大だけではなく、行政事務の細分化による行政コストの増大も懸念される。)。
428	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が「2/3以下」の補助金だけに同交付金を充當できるようになっていたが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の彈力的運用を可としていた。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	本交付金は、石油貯蔵施設の周辺自治体における消防設備等の整備にかかる財政負担を軽減するため、特に定額補助として上で、必要予算額を確保しているもの。現在、執行率は約98%（入札による減等があるため、実質は100%）と高い水準を維持しており、予算の制限が非常に厳しい中で各自治体の様々なニーズに応えていくためには、事業費の2分の1以上を他の補助金により措置できる事業まで、本交付金により支援することは適切ではないと考えている。
375	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例案又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	・採石業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようになるべきである。 ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。	○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めていたが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。 ○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討		提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めてまいり、具体的な対応方針・スケジュールについて、関係部局を含め内部で調整中である。 今後の法制局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
853	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームはなっていない。当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資すること目的とするものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県	C 対応不可	当該交付金事業は、補助金適化法対象である以上、申請内容について交付目的に照らし適切か否か、国として十分に内容を審査した上で、交付決定をする必要があることから、事業採択における権限委譲は、適切ではない。なお、現行規定上、交付対象については、自治体からの要望を踏まえ、可能な限り拡大してきたところである。	事業採択についてはやむを得ないが、交付対象については制限しないなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣、コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人のネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催、コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るために国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の人々の理解の促進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条、	経済産業省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	「コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律」は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に係る国及び地方公共団体の責務が定められているものであり、我が事業を独占的に行う権限を定めたものではない。 同法第19条の国が海外における事業展開の促進についても、国が講ずるべき施策が定められているにすぎず、したがって当該条項は地方公共団体による当該施策の実施について何ら禁止しているものではない。 そのため、地方公共団体においても、各地域の特色を出したコンテンツの海外への事業展開の促進に係る事業を独自に進めています。	意見なし
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」「商工会、商工会議所」「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国土事業者が調整しており、県が計画認定に關与していないため、県が計画認定に關与していないため、県が計画認定に關与すれば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていない事例や、②の事業者が計画を検討しているか、國から支援体制を構築できる可能性がある事例がある。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさと潤いをもたらすとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠、ゆえに、同法において、「伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産業の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を保障している。 また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。	・伝統的工芸品産業の振興のためには、地域産業の振興の観点から、都道府県が主体となり、総合的かつ継続的な取り組みと関係団体との密接な連携が必要であり、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。 ・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から、自由度をできるだけ高めた上で、振興計画の第1回目及び同法に定める振興計画以外の計画並びに補助金についても移譲し、都道府県を実施主体にすること。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
853	石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。			E 提案の実現に向けて対応を検討		当初の提案事項については対応不可である。 交付対象については、交付目的に照らし合わせ、「施設の整備として必要と考えられるものを、具体的な要望を踏まえ、これまで拡大してきたところである。 今後も、各自治体の要望、交付金の趣旨や適切な予算執行の確保の観点等を踏まえ、制度の改善・拡充につき検討してまいりたい。
500	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行ふべきである。 ・コンテンツ・ビジネススクール向上、新技術の習得、人材のネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 ・コンテンツ産業関連調査研究			D 現行規定により対応可能		全国知事会からの意見も踏み、提案団体と意見交換を行いたい。
502	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可		各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいでいるケースがあることや、異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による認定、補助金交付業務を行うことが適当である。 他方、計画認定等にあたり、各都道府県／市町村と連携することは当然重要であり、運用面において従来よりもさらに、各自治体がより積極的に案件組成に関与できるような仕組み作りを検討していく。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
661	地域伝統産業活性化 地域振興に資する事務の希望市町村への 移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものには、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に応じる情報の収集や補助申請等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解していない地方自治体職員に問い合わせに入る場合があると思います。希望する基礎自治体に、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される旨の情報をもとに、地域経済の発展に寄与し、(以下略)と規定されているように、伝統的工芸品産業は重要な地盤産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠。ゆえに、同法において、「伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件などを、各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関わることで、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施設内・活用を促すことが可能となると考えます。また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助金 (伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱	経済産業省	堺市	C 対応不可	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「法律」)における各種計画等の認定について、都道府県知事(又は市町村長)が主体的に関与する権利が担保されているということについては改めて理解しましたが、この度の要望主旨は、法律に基づいて行われている「伝統的工芸品産業支援補助金(以下、「補助金」)」について、希望する基礎自治体が、制度設計や運用できるような要変更、及ぼすに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたいといふものである。補助金メニューのうち、特に、地域振興に資する「振興計画(伝統法第4条)」に基づく事業については、伝統産業事業者に近い、地域の特性に精通している基礎自治体が、計画の最初の認定をはじめ、補助事業の設計や運用を担当するようになります。自治体が持つ既存施設等と一緒に地域の伝統産業振興に取り組むことができる、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施設内・活用を促すことが可能となると考えます。また、伝統産業事業者や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことを、今後、ハベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みをされることを期待できる。なお、「活性化計画(伝統法第9条)」など、全国的な視点のもと国が実施する要があるものについても、運用面で基礎自治体がより関与できるような仕組みがなければ、より実効的な制度になると考える。		
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先導的情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業DX化の推進、中小企業・地域住民等に対するコンピューターウェブス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進、地域におけるIT動向の実態の調査	「相談内容」に係る。現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 *従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3～例：国2/2、都道府県1/3以内など) 産業DX推進事業や経営振興事業は、各地で地域の実情に合わせて行つて行くところである。地方で実施している施策の柔軟性の重複などが生じる可能性がある。一方で、事業を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、実績を積んで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果の高い支援策として展開することが可能と考える。 事業者が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにつき細かいフォローアップなども可能と考える。	ITの戦略的導入のための行動指針、IT経営力指標、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務ではあるとは考えられない。同じく求められる措置の具体的な内容に関して、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。 なお、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の中で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取り組み開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づき認定及び補助金の採択を行っているところ。	意見なし	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じて施設を設立及び実施する義務を負う。」ことにとづいて、地方公共団体は、本規則に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギーの使用の合理化(省エネマーク)の促進・再生可能エネルギーの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネマーク促進のための取組みの充実を図ることで、地域社会のエネルギー消費削減に貢献する。 これらの取組みをより効果的なものとするとため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【効果的な取組み】地方公共団体においては、省エネマーク促進のための取組みの充実を図ることで、地域社会のエネルギー消費削減に貢献する。 【効果的な取組み】地方公共団体においては、省エネマーク促進のための取組みの充実を図ることで、地域社会のエネルギー消費削減に貢献する。 【効果的な取組み】地方公共団体においては、省エネマーク促進のための取組みの充実を図ることで、地域社会のエネルギー消費削減に貢献する。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けて、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査に関する権限の委譲の受け入れが困難である旨示されている。 昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。	本会議としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
669	地域伝統産業活性化 地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中では、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県・市町村をまたがり指定されているケースがあることや、異なる都道府県・市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き継ぎによる認定、補助金交付業務を行うことが適当である。他方、市町村等において、各都道府県・市町村と連携することは当然重要であり、運用面において從来よりもさらに、各自治体がより積極的に案件結成に関与できるような仕組み作りを検討していく。
941	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進事業、地域住民等に対するコンピューターウィルス対策事業や情報セキュリティ強化の普及・促進、地域におけるIT動向の実態の調査	・情報処理の促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する情報処理の促進に割り当てる事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下記中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下記事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務であるとは考えられない。同じく求める位置の具体的な内容に関して、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。 なお、新規事業者自立化支援対策費補助金は、下記中小企業振興法の法定認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下記事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業者を支援するものであり、下記中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的に拡大する点から、法律に基づく認定及び補助金の選択を行っているところ。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	・指導・助言、報告微収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検討するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討るべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・特付けのメルマールの範囲内とするべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告微収、立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安価に供給することができる限り、資源を保護する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の指標が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、事業者全般の状況と個々の事業者の状況との両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指導権の行使及び統一的基本基準に基づく適用は必須である。 3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を譲ることの場合、事業者全般的な状況を把握して、各事業者の実情に応じて適切に指導・助言等を行なうべきである。 4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の実施を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率化が可能な省エネエネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での指標を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う土支が異なることとなり、法の趣旨に反する。このため、全国知事会の意見のように国の指導権を認めず自治体毎に異なる連携が行われた場合特に、事業者の混乱を招くおそれがある。したがって、自ら管轄する事業者がある事業者が自らの自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業者が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指導権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず当該事業者全体の状況を踏まえた対応が困難であり、法目的達成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告微収、立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者に付与することを「全国一律」一齊に委譲するもの(ア-a)としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告微収、立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策係る計画書制度等の事務・権限と側面する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることが期待される。ただし、権限移譲にあたっては、以下の理由について、調整する必要がある。 特定事業者等への指導に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み。 特定事業者への指導の途経に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条	経済産業省 神奈川県	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付で、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査に関する権限の委譲が困難である旨示されている。	平成25年11月22日付け全国知事会の文書は、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告微収・立入検査等の事務のみの受け入れについては困難と記載しているだけであって、指導・助言・報告微収・立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定・定期報告書の受理・中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきという主旨である。 しかし、本県としては、現在、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき実施している事務・権限と一元化させることによって、事務の効率化や事業者の利便性向上を図ることができると考えており、国の自己仕分けA-aされていていることに鑑み、まずは、指導・助言・報告微収・立入検査権限のみであっても移譲に向けて条件を整えるべきであると考えている。		
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措定法(平成27年)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に関する各種届出の受理	国は「新エネルギーの普及と促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失すことになり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及と促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けたことから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うこととが合理的かつ効率的である。 前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措定法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲すべきである。 また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措定法は、電気事業者による再生可能エネルギー・電気の調達に関する特別措定法の施行に伴い廃止された。したがって、同特別措定法第6条によると、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等にかかる事務を、地方に移譲るべきである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措定法第8条	経済産業省 神奈川県	C 対応不可	以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。 ・「新エネルギー利用等に関する計画」の認定について、経済産業大臣は国の基本方針に則らして適切な計画であり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及によって特に有効なものと認めらるべきは、その認定をするものとしている(同法第9条第3項)。引き続き、国による認定が必要。 なお、地方自治体において、地域の自然環境や立地条件等の地域の実情を踏まえて、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。 ・電気事業者による再生可能エネルギー・電気の調達に関する特別措定法第6条(以下、「本条項」という)に規定される再生可能エネルギーの発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備による再生可能エネルギー・電気は、広く国民の負担によりまわされることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも全国による認定をうけるものとしている。電気事業者による新エネルギー・電気の調達に関する特別措定法第9条(設備認定)が廃止されたために、本条項の事務を地方に移譲すべきであるとする根拠が不明である。	新エネルギー利用等に関する計画の認定権限については、当該計画に記載する事項(事業者が新エネルギー等を利用する際の目標、内容及び健全調達方法等)を考慮すると、国が定めた基本方針等に基づき、都道府県知事が認定することは可能と判断して移譲を実現しているものである。また、認定計画に従って新エネルギー利用等を行った際に、中小企業投資育成株式会社法の特例等が適用され、こうしたエネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につながることを期待しており、同様の目的で別に条例を制定する意味はないと考える。		
277	水素ステーションの設置に係る高压ガス保安法等の見直し	高压ガス保安法開法令、建築基準法開法令、消防法開法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない場所があり、また、欧米に比べて厳しい安全基準が定められていました。 エネルギーの普及拡大の上で、2015年から市販される燃料電池車、欧米に比べて、設置コストが嵩むる傾向となっており、設置事業者に多くの負担となっている。そのため、安全性が確認された事項については、欧米とのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年までに全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に着目し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高压ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高压ガス保安法一般高压ガス保安規則(一般則)第7条の3 経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁) 埼玉県	A 実施	「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘に関しては、規制が必ずしも明らかではないが、水素ステーションの設置コストの低廉にについては、規制の見直しに加え、技術開発、標準化等に向けた支援など総合的な対策が必要である。規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行つて必要な措置を行っていくところ。 例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
476	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徵収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>一の都道府県内で完結する事業者への措置（指導・助言、報告徵収、立入検査）を、都道府県に付与する。</p> <p>・指導、助言、報告徵収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討るべきである。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられたため、国による指導権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とするべき。</p> <p>・なぜ、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徵収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。</p>				C 対応不可	<p>エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策として構成されている。後者の機制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>省エネ法は、県や市町村がエネルギー政策推進等とは目的を異にするものであり、そもそも事業者個々のようじに直接影響を与えることを意図していない。</p> <p>なお、国は省エネ法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため、事業者全体会の状況と個々の事業者の状況との両面を踏まえて事業者の取扱を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権や並行権限の行使は必須である。</p> <p>また、全国知事会の意見にある特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などを委託した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上でその事務を実施することが不可能となることから、委嘱の対象はできない。</p> <p>今後、都道府県の立場では、手挙げ方式であるか否かについて既に定められていない。全国知事会の意見の通りに手挙げ方式を採用しかつ國の指示権を認めない形で判断を委嘱した場合は、当該「事業者全体の状況を踏まえた対応が困難である、法的目的の達成が困難となる。</p>
506	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネルギー法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」及び「E 提案の実現に向けて対応を検討」である。</p> <p>「新エネルギー利用等に関する計画」の認定については、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、導入に関しては広域的な電力系統への受け入れが必要であることに鑑み、引き続き、国による認定が必要。なお、ご指摘の中小企業投資育成株式会社法の特例について、近年、利用実績が皆無であることに鑑みると、エネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につなげるためにはこれを活用することは困難であり、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための条例を制定する方が、効果的であると考えられる。</p> <p>電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限の移譲については、窓口を一本化するとの観点から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限と同様、新エネルギー小委員会の議論も踏まえ、検討を進めてまいりたい。</p>
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法開連法令、建築基準法開連法令、消防法開連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)、(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。	○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施		<p>平成25年6月に閣議決定の「規制改革実施計画」に基づき、対応中。具体的には上記実施計画Ⅱ分野別措置事項②個別措置事項②次世代自動車の世界最速普及・水素スタンドの頂を参照。</p> <p>URL:http://www.cao.go.jp/kisei-kaihaku/kaigi/meeting/2013/committee2/140613/agenda.html</p> <p>(高圧ガス保安法においては、既に許認可等が都道府県の権限となっている。)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
367	大規模小売店舗の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	【制度改正要望の経緯・必要性】 新設の届出は、本県では各市町に特例条例で移譲済である。市町が基準面積を希望する場合は、独自で行うことができる。県が条例を制定して設定する必要があり非効率である。このため、本事務の移譲により、新設に係る事務を市町がより一括的に自ら実施できるようになる。 また本県は市町村合併により広域化した基礎自治体(県内市町の平均面積368.7km ²)は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能となっている。 大規模小売店舗法の規定により、基準面積等を定める事務は、「都道府県の条例で定めること」とされている事務である。特例条例による市町への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【課題の解決策】 このため大規模小売店舗法第3条第2項の大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定主体へ「市町村」の追加を求める。	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。	大規模小売店舗立地法 第3条第2項	経済産業省 広島県	C 対応不可	大規模小売店舗立地法に基づく新設等の届出に係る個別の事務は、自治事務として都道府県及び政令指定都市が実施することを本則としている(地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めて市町村にて事務を移譲することも可)。 一方、基準面積は同法の適用対象を明らかにする客観基準の一つであり、その決定に当たっては個別の新設等届出に係る法運用よりも広範な影響を及ぼす事項である。こうした事情から、基準面積は国が一般的な観点から決定することを本則とし、一定の要素を満たした場合の都道府県・政令指定都市市条例により定めることが認められているものである。 以上の通り、基準面積の決定については大店立地法の運用に係る個別の事務手続に比べてより広域的な観点から厳密な判断が求められることから、法第2条の規定により自治体が独自の基準面積を定める場合でも、ある程度広範な地域を考慮し、客観的評価を行いつる都道府県もしくは政令指定都市が決定することが必要である。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、基準面積の判断が可能になることで市町が一括的に法運用できるようになる。	
845	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ①事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。 ②電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から権限移譲を行なう。 事業所の所在する基礎自治体の方より密に消防と連携を図ることができる	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域をまたがり事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できず、県が、県をまたがる事業所についても、電気工事業者は国所管であるが、道府県では指導できないこと重複行政となってしまっている。 またには、電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携といふことは、現状では、都道府県は、原則で行なっている。 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携といふことは、現状では、都道府県は、原則で行なっている。 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携といふことは、現状では、都道府県は、原則で行なっている。 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携といふことは、現状では、都道府県は、原則で行なっている。	電気工事業の業務の適正化等を図る 第3条第1項、第3条第6項、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条第6項、第17条第9項、第27条第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項	経済産業省 愛媛県	C 対応不可	国所管の電気工事業者の中には、100以上の事業所を登録している事業者もあり、国が所管する仕組みを変更すれば、事業所単位で地方自治体で所管する制度へと移行する。都道府県の規制から規制の効率性が全く変わってしまうこと、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じることもある。事業所単位で基礎自治体(市町村)が電気工事業者の登録等を行なうことはできない。 また、後のご要望においては、地方自治法第25条の17のに基づいて、都道府県は条例を定めるところに市町村が事務処理していることとすることができる(実際に、条例によれば、都道府県が行うことになつていている電気工事業関係の事務処理を市町村が行うこととしている事例がある)。現行制度においても対応可能である。 (なお、電気工事業の登録は、當業者が二つ以上の都道府県に所在する場合は、同一の都道府県にのみ當業者が所掌する場合には当該都道府県に登録することとなっており、二重規制(行政)との御指摘はあたらない。)	「事業所単位で地方自治体で所管する制度とした場合、広域指導の難点から規制の実効性が乏しくなってしまう」との回答については、権限の委譲後國が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。 「事業者の申請コストが増大してしまうとの回答であるが、今回の提案の趣旨は事業者のコストの問題もさることながら、同一行政区域内の事業者の指導について、地元自治体が一貫的に責任を負って、地域住民の安全を確保するというものである。	
31	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画によって国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでのところ支援となる具体的な事例はないが、法改正が実施されたことにより、都道府県による地域の活性化に向けた政策が実現されることが期待される。 【実現のための取組】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	中心市街地活性化に関する法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	経済産業省 愛知県	C 対応不可	総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されるものではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主担当大臣が認定することになっている。なお、主担当大臣には経済産業大臣の国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。 中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の実情や近隣施設の状況等を踏まえ、国が地方自治体の実情に合った柔軟な視点での運営を行なうべきである。 特に、事業者等が主導して運営する「民間財源による財源地帯の先端モデル」とより得る事業の普及を図る運営を行なう必要があり、中心市街地活性化への支援は、都道府県の閣僚を強化して地域の実情に適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業の連携を効果を最大限に発揮する観点から問題があつたため、自由度をあげただけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域に存する同一の事業を営んでいるものなりながら、その産業区域の大小により所管する官庁が異なることによって「二重行政」とし、それを解消することにより、効率的・効率的な指導監督体制を構築しようというのである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
367	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。	・提案団体の提案を踏まえ、大規模小売店舗の新設等の届出を事務処理特例によって市町村に移譲した場合には、基準面積等の条例制定を都道府県ではなく、市町村が行うようにするべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	大店立地法に基づく新設届出等に係る事務を都道府県から移譲を受けている市町村があることは承認。一方、基準面積は同法の届出義務が課される対象の客観要件の一つであり、域内に在地している、あるいは将来立地予定の大規模小売店舗に一律に影響を及ぼす要素である。よって、基準面積の決定と個別届出に係る事務処理の主体を同一にすべきではない。 既に指定都市では、現行の広域化の範囲のうちその人口規模から、例えば商業地域や幹線道路沿いの商業施設など様々なアリーナを含めており、大店立地法の届出についても質的・量的に多種多様な事が想定されていると考えられる。こうしたことから、基準面積の法定事項として国が全国的な範囲から決定することを原則としつつ、同法第22条の規定により地方公共団体が決定する場合においては、広域的な視点並びに法適用の範囲において都道府県に対する実効性を有するところられる政令指定都市までが決定主体とされるべきである。 仮に手挙げ方式によれば、希望する市町村において基準面積の決定が可能となった場合、立地地域周辺の交通状況などの他の要因について、エリア機能的な視点、あるいは過去の届出事務処理の審査に基づいた指針・検討が十分でないままに基準面積を定められると行政コストが増加する恐れがある。そのため、市町村に権限を移譲すれば請求手続きの簡便化や、市町村の負担軽減が図られる。また、市町村の運営方法について行政の執行が円滑に行き届く能力の増加を招き、例えば競争や交通事故などの問題などが引き起こされる事例がある。そして場合、大店立地の法目的である衛生生活環境の保持、ひいては地域社会の健全な発展や国民生活の向上が阻害されることとなる。
845	電気工業事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工業事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ①事業者が県域をまたがって設置している事業所を設置している場合は、事業所所在地の地方自治体が所管できるようにする。 ②電気工業事業者の登録等の業務は、基礎自治体が所管する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管するとともに、届出についても、基礎自治体に行うこととする。	・電気工業事業者の登録等の権限については、市町村に移譲するべきである。	【全国市長会】 事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請者が増加することとなり事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。		C 対応不可	国所管の電気工業事業者は約1700社あり、100以上の事業所を44都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増加してしまうといった弊害が生じる。仮にこうした事業者が各都道府県が管轄することとした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県の指導を行ふ非効率が生じてしまう。こうした事業者に対し、効率的に指導を行ふためには、国が地域的に対することが規制の実効性・行政コスト・事業者コストの観点からも最適であると考えている(全国市長会からの意見に「ある事業者コストの観点からも最適である」とある)。
31	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」「中心市街地再興開拓事業費補助金」の交付事務の権限移譲	・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の間とを強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にすることから、都道府県に交付すること。			C 対応不可	中心市街地の活性化は、市町村・都道府県・地域住民等が連携し、主体的に取り組む必要性にあがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(「中心市街地活性化法第3条規定」)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで支援等を行う必要がある。 また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という)に記載された事務について、別途実施者から申請される詳細な計画を主務大臣が認定するものである。これは、基本計画の認定プロセスにおいては、事業の特徴について、特に民間中心市街地活性化事業の特徴とそれを反映する特徴的な方針や照らし合わせを極端に強調するという構図が上位の経済産業大臣が担当する認定に照らすものである。一方で、特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定プロセスにおいては、特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認していくことから、権限委譲することは適切ではない。 加えて、特定民間中心市街地活性化事業について、上述の趣旨に加え、限られた財源の中で、よりデジタル性の高い事業に限定して採択を行ふ必要があることから、権限委譲することは適切ではない。 さらに、現行制度では、中心市街地活性化法第3条第5項において、経済産業大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に該当するものに該当するものと定められており、また、当該事業を実施する必須があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することができるところから、現行制度においても都道府県が特定事業に連携を図ることが可能である(※)。※例:高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
473	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧・戰略的中心市街地商業活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。 これらの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	中心市街地の活性化に関する法律第40条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	<p>補助・委託等に係る中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の幹部を超えた全般的な権限のもで行う必要がある。一方で、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的な視点のもとで採択を行つることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>特に補助事業については、限られた資源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行ふ必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的な視点のもとで採択を行つることから、権限委譲することは適切ではない。</p> <p>なお、総理大臣認定を受けた中心市街地活性化事業計画には特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受ける旨が記載されだが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されているわけではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途委託される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定するところである。主務大臣は経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣も含まれている。</p> <p>基本計画に対する助言については、都道府県は認定基本計画の写しの交付を受けたときに、市町村に対し、助言をすることが出来ることとなっている。</p>	「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、都道府県が行うほうが、各地域の実情を熟知しているため、より的確に事業を執行できる。また、内閣総理大臣が認定を行った基本計画について、十分に把握しておくことで全国的な視点のもとで事業を行うことは可能であると考える。周辺地域の先導的モデルとなり得るかの判断を、地域の実情をより詳しく把握している都道府県が行うこと、より施策効果の適正化につながると考える。
765	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	【支障事例】 中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第5項による通知、第41条第2項による認定の取消しなど、中心市街地の活性化に関する事務を、必要な限りなく委託する。 ①金の流れ・経緯省→県(交付金)→商店街振興組合等 ②内容・中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。 均等割分を求めるものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよろしく考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択 通常は交付金としての施策とを組合った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経省と個別協議するスキームで担保することができる。	中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の幹部を超えた全国的な視点のもとで行う必要がある。 特に補助事業については、限られた資源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行ふ必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的な視点のもとで採択を行つることである。	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項、第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	経済産業省	兵庫県、京都府、徳島県	C 対応不可	<p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の幹部を超えた全国的な視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた資源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行ふ必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的な視点のもとで採択を行つることである。</p> <p>また、特定民間中心市街地活性化事業計画は、補助事業の採択には別の制度であり、別途事業者から申請される詳細な事業計画を踏まえて主務大臣(経済産業大臣・国土交通大臣・農林水産大臣)が認定する必要があり、付随する通知・取消に関しても主務大臣が認定する。</p> <p>よって、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等について権限委譲することは適切ではない。</p>	<p>・国は基本計画の認定によってその役割を全うしており、他の施策と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に移譲すべきである。</p> <p>・また、特定民間中心市街地活性化事業計画は、地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置にも関係している。</p>
446	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告微収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定める。この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害者が発生した場合、個別借用あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告微収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行ふことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う)。 包括信用購入あっせん業者に対する報告微収、立入検査以外の権限移譲についても、権限行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条	経済産業省	神奈川県	A 実施	割賦販売法施行令第33条を改正することにより対応可能。 ただし、国による併行権限を規定する必要がある。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
473	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の交付業務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付	・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかかかっており、国が集中的かつ効率的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化によるところ、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治権を尊重する形で、各事業者等の活動を支える役割を果たす。
765	中心市街地の活性化に関する補助金交付業務等の都道府県への移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第2項による通知、第41条第2項による認定の取消しなど、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。	・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかかかっており、国が集中的かつ効率的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化によるところ、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治権を尊重する形で、各事業者等の活動を支える役割を果たす。
446	割賦販売法に基づき、包括信用購入あつせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あつせん業者に対する報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勘定が一の都道府県のみで行われる場合の権限付)(併行権限)	・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令の権限を移譲すべき。 ・前記式割賦販売業者前払料未定取引業者に対する業務についても、現行法令で報告徴収、立入検査の権限をもつて移譲するが、新規、改善命令、業務停止命令等の権限付。				A 対応不可	方針に変更はない。 一方、全国知事会から出ている包括信用購入あつせん業者に対する地盤登録、改善命令、業務停止命令に関する権限(以下「併行権限」という)についても移譲すべき意見については、下記の理由により、都道府県への移譲には適切ないと考える。 まず、都道府県間で事業者の対応が異なるため、全国同一の規制ができないとなり、違反業者の規制の漏れの地圖へ集中する。都道府県を跨る消費税の被害を受けた場合に、迅速に適切な対応を実施するためには、都道府県の権限をもつて速やかに情報を通報する仕組みが必要である。また、都道府県の権限をもつて速やかに情報を通報する仕組みがない場合は、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。 ※例:高松市、鹿児島県などは、協議会のメンバーとして県が参加している。 なお、ご説明の特定問問中心市街地活性化事業計画における方針の変更は、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である。 減当額の算出方法については、活用実績が少なく、今後の活用見込みも想定されないことから平成26年の中心市街地活性化法の改正において制度を廃止している。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
491	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告微収、立入検査、②商品取引への報告微収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告微収、損失徴てんに関する確認、商品投資に係る事業の規制に附する法律に基づく、商品買賣商行為に対する監督の届出の受理、報告微収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引への報告微収、立入検査、指導、是正命令	商品取引所法第86条の3、第98条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、商品投資に係る事業の規制に附する法律第30条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	商品先物取引法(旧商品取引所法)、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯取法)に基づく立入検査等については、商品先物取引業者51社の本社が1都2府3県に偏在している中で、地域性のない全国的に均一で公正な規制を行う必要があること、及び委託者の保護に資するためにには、全国の委託者からの苦情等の必要な情報の集約や専門的な知見と経験を有する職員等の集中的な活用が不可欠であることから、国で実施すべきである。	商品先物取引業者の本社が偏在していることは移譲できない理由とはならず、国が命令等で全国一律の規制事項を定め、それに基づき都道府県において事務を執行することは可能である。 ・全国的に均一で公正な規制を行うことや、情報の集約や専門性の確保については、既にある都道府県の知見を活かすことに加え、都道府県間の連携や、国からの事務引継、研修等の移譲に向けた十分な準備を行うことで、対応可能である。	
510	「総合効率化計画」の認定、報告微収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告微収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と重複しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該業務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そこで、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の認定を含む会員登録事務と合わせ、同一の行政手続で農地転用・開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的に環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して、総合的な対応が図られる、流通の効率化を資する。 なお、国の自己仕分けによって從来から国一心丸に実施していること、安全策や事業者の円滑な事業活動等の観点から引き続き所管すべき事務としている。地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年までの各県の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切されているが、各拠点が意匠工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めるごとから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県	B 手上げ方式により実施(権限移譲に限る)	当省の見解としては、十分な体制整備及び共管省庁と制度の在り方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することが望ましいと考える。なお、他省所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。	都道府県は十分な体制を整備することができ、共管省庁の同意があれば移譲は可能である。 総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなっており、申請者に囲んで煩雑な制度となっている。 この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主義大臣)の所管分すべてについて同時に実施が必要があると考える。
376	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【主張】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録について、同法第6条第1項及び第12条第7項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があつても登録を拒否し、又は取り消しができしない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と關係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もあるこの経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じ業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。	砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて、対応を検討	提案事項の重要性については十分理解している。 一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検討を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。	犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けて対応をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
499	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	<p>商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告微収、立入検査、②商品取引員への報告微収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告微収、損失補てんに関する確認</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧商業者に対する会員登録の届出の受理、報告微収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告微収、立入検査、指導、是正命令</p>	<p>・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。</p>			C 対応不可	<p>事業者が1都2府3県に偏在している中、商品先物取引業者と契約をする委託者は全国に存在。 仮に都道府県に事務権限を移譲したとしても、被害者が生じた都道府県が商品先物取引業者の存在しない都道府県であった場合、被害者が生じた都道府県は被害者を生じさせた事業者の存在する都道府県において権限の行使は出来ない。 事業者の所在が偏在している以上、各都道府県に担当者を配置することは非効率的であることが明確であり、国において一元的に権限執行する方が機動的である。 よって、御要望の権限については、対応不可であると考える。</p>
510	「総合効率化計画」の認定、報告微収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	<p>①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告微収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準合意の確認事務について、移譲を求める。</p>	<p>・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		B 手挙げ方式により実施	<p>当省の見解は、従前のとおり。他省庁所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。</p>
376	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	・砂利採取業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正ができるようにならるべきである。 ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。		O 提案主体は「提案の早期実現」を求めていたが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。 O 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。 今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
881	第一種フロン類充填回収事業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収事業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。 この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者か、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではないか、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収規制法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至るまでの過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。基準自治体である指定都市は、空気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・入り口指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品の立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づく立入り指導が日常的に行っている。第一種フロン類充填回収事業者の登録等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他の法令に基づく指導の立入り指導を日常的に行っているため、都道府県による監督が必要となることから、いすれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生じる。 現状、第一種フロン類充填回収事業者は第一種特定製品・大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等の設置されている現場において、フロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半がその都道府県、市町村を超えて営業を行っているところ、政令指定都市における業務について新たに登録を求めることがすれば、第一種フロン類充填回収事業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収事業者の指導監督権を指定都市の長に移譲することは妥当ではない。 （平成25年12月20日閣議決定時の関係） 地方年度調査会の申告を受けた当該権限の指定都市への移譲を議論した際に、「仮に、第一種フロン類回収事業に係る権限を新たに保健所等設置市又は特別区に付与することになれば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難であるとの理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。」	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	経済産業省、環境省	広島市	C 対応不可	政令指定都市への登録を行った事業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様に当該都道府県域での業務を行なうことができるよう措置を講ずるのを考え方を採用している。が、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いすれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生じる。 現状、第一種フロン類充填回収事業者は第一種特定製品・大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等の設置されている現場において、フロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半がその都道府県、市町村を超えて営業を行っているところ、政令指定都市における業務について新たに登録を求めることがすれば、第一種フロン類充填回収事業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収事業者の指導監督権を指定都市の長に移譲することは妥当ではない。	意見なし	
501	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けて一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力を高めることを目指していくことから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	航空機産業を戦略産業と位置付け、一貫受注生産体制を構築し関東地方産業競争力の強化を目指すとしていることと、航空機製造事業法における航空機等の製造確認の届出等の受理の事務の都道府県への委託がどのように関連するのか因果関係が不明であり、対応できない。	産業競争力強化を目指すとしている中で、航空機等の製造確認の届出等の受理の事務を申請窓口が身边にある都道府県で行うことにより、産業競争力強化につながるものと考える。	
370	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国との同意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とするなど。	【支綱】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るために、提出書類の簡素化が行われたが、新規協議においても、基本計画に同意を得たため、都道府県と省間の時間差を要するものとされ、地域産業活性化促進基金での協議協定を含めると、最短まで約1ヶ月程度を要する事例がある。初期投資返却割合を含めると、中期まで約3ヶ月程度を要する事例がある。初期投資の返却の適用の適否が不明なため、法に基づく基本計画が同意（計画の変更を含む）されるまでの期間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを撤回する必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実際に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネットとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と実務が乖離している。一連の手続きに時間と費用を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省の審査書類を提出し示すことで、事前協議段階で県内都や市町村等関係団体との協議を進めることができとなり、協議の迅速化に繋がる。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第5条及び第6条	経済産業省	九州地方知事会	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意（同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。）は、企業立地に関する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう確保するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方公共団体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	国は基本計画に基づく企業による立地及び設備投資に対して各種優遇措置を講じていることから、これら制度の活用にあたっては、国がその内容を確認する必要があるという意見は、一般的には理解できる。 しかしながら、今回の提案の趣旨は、国の同意までに長い期間を要していることが、企業が当該制度を活用する際の支障となっている状況を踏まえ、企業の目線に立って制度を活用しやすくなるというものであり、そのためにはやはり思い切った権限移譲の措置が必要である。 企業立地促進法第1条（目的）には、「地方公共団体が行う主体のかつ計画的な取組を効率的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と明記されているところであり、「地域の自立的な取り組みを支援する」という同法の趣旨を踏まみると、国による財政上の措置があるために国の関係者が不可欠であるということであれば、それは法の目的と実務が乖離していると言わざるを得ない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
884	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。 この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るものではなく、都道府県全域となるよう制度改正を行う。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	手挙げ方式や社会実験による検討を提案いただいているが、先に回答させていただいたとおり、指定都市に対して第一種フロン類充填回収業者の登録に係る権限を移譲した場合、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することとなるため、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の市長に移譲することは妥当でない。
501	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本件の届出受理事務と航空機産業競争力強化の因果関係について合理的な回答がなされ、必要性等が認められない一方で、届出の前提となる国の事務である許可や国家試験での非効率的な業務(照会・情報提供等)が新たに発生するため、対応できない。(なお、航空機産業競争力強化に有効な規制の見直し等の提案があればお示しいただきたい。)
370	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国との同意協議の見直し	法第5条第2項第6号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出することで、企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法律上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行すべきである。それ以外においても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	O 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 O 「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合は、一定の場合に都道府県間に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意事項の簡素化】 O 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メルマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとした事項がまだ多く残るところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国との直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行つても関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。 また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。 なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を通じて必要な見直しを既に実施したことである。(平成23年4月の第一次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
45	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容等による事務の迅速化	【支障事例】 国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第5条 第1項	経済産業省	愛知県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。
173	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の同意が必要な場合は、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	策定から国との協議や意見の調整、同意までに6ヶ月かかるなど時間が必要な企業立地の支障となっている。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第5条	経済産業省	鳥取県、大阪府、徳島県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中ににおいて、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6ヶ月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。 また、当地域の地域活性化基本計画の策定等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済農業局から出席をいたぎり、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。 国の支援が円滑に実施されるよう配慮が必要かどうかに関しては、同意ではなく、県における基本計画策定が速やかに届出を行うことで対応可能である。 なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を基ににおいて把握することにより適切に指置することが可能である。
474	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後、企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意についての事務が煩雑で、時間がかかる。 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後、企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意についての事務が煩雑で、時間がかかる。 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後、企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意についての事務が煩雑で、時間がかかる。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。 協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかる。 法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向かう段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局・基準に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議会で行わられ、関係各府省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法第6条協議を経て同意となるが、国から問い合わせると、主務大臣の同意タイミングが月1回程度のことであり、これでは、タイムリーナー計画策定や変更の支障となる。 直前の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を終ったことにより、正式な変更が半年以上の時間で費やす。協議会の会員である各市町の長の印を捺め、さらに関係省庁等分科大臣の同意を得る。主務大臣との協議及び同意を得ることによる経済状況に適応した迅速な対応の支障となつてゐる。そのため、協議及び同意を得ることによる経済状況に適応した迅速な対応の支障となつてゐる。そのため、協議及び同意を得ることによる経済状況に適応した迅速な対応の支障となつてゐる。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第5条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	財政上の措置の問題で国との確認が必要との意見は一般的には理解できるが、本来の確認事項は必要最小限のものとすべきである。 計画の策定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりすぎるため、経済状況に適応した迅速な対応ができないことが支障となっている。 その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、合理的でないものは、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとするべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
45	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に係る地方支分部局への意見反映、協議内容の報告等による手続の迅速化	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が認めており、また、国が基本計画の内容を把握する方法としては、事後提出により不備がある場合は対応を求める等の方法もあるため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県間に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 法第五条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する他の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行つても関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。 また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。 なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)
173	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が認めており、また、国が基本計画の内容を把握する方法としては、事後提出により不備がある場合は対応を求める等の方法もあるため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県間に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 法第五条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する他の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行つても関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。 また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。 なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)
474	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する法律(以後、企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する事務大綱との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告、届出・通知などとすべき。	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後、企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する事務大綱との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告、届出・通知などとすべき。	・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が認めており、また、国が基本計画の内容を把握する方法としては、事後提出により不備がある場合は対応を求める等の方法もあるため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県間に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 法第五条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する他の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行つても関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。 また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。 なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
593	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	計画を策定後、後の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかるて、立地企業の産業活動をその間待っていたくなるの支障が生じていること。 なお、義務付け・特付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。 また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく税制上の特例の特例、国から補助金・人材育成に関するものは平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会は、事前届出により抜擢できることと考えている。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	京都府、大阪府、鳥取県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国との同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	国の確認の廃止を求めているものではなく、平成26年4月から国税の特例及び国補助金が廃止されていることから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を求めているもの。 企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。	
801	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のひで」策定でできることとする。 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全国域にわたる場合は、市町村が複数に跨るため、事前協議(調整)等に時間を使い、同意まで2~3ヶ月の期間がかかる。 「制度改正の必要性」は、「制度の協議(同意)及び国への報告」でよいということ。	【現行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、他の義務付けが必要ない) また、関係省庁が複数に跨るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意まで2~3ヶ月の期間がかかる。 「制度改正の必要性」は、「制度の協議(同意)及び国への報告」でよいということ。	企業立地促進法第5条第1項	経済産業省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国との同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	・国との他の政策等との整合等について事前の確認が必要であるが、国が事前に必要な事項について基準を示し、それを受けて都道府県が確認するこどり足りる。 ・国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規定「地方公共団体が行う主目的かつ計画的の取組を講じて、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要」に沿ったものとは言えないのではないか。	
962	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。 日本の協議や意見の調整に6ヶ月かかるなど時間を使い、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に係る他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国との同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。	現在、国内企業の競争集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題になっているが、地域活性化基本計画の策定から国の協議、意見の調整、同意までに6ヶ月かかるなど時間が要する現状的な企業立地の支障となっている。 県が行う基本計画の策定においては、企業立地促進法、及び国において各県との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。 また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等をしており、国との協議、同意は必要ないと考える。 国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要といふ点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。 なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援を望む国において把握することにより適切に措置することが可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			全国市長会・全国町村会からの意見	意見		区分	回答
593	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があつたが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があつたが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があつたが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する他の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。</p> <p>仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止を行つても、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国への支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を通じて必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>		
807	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、市町村のみで策定することとする。 企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	<p>・現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、市町村のみで策定することとする。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があつたが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があつたが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があつたが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に開発する国への政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。</p> <p>仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止を行つても、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国への支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を通じて必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>		
962	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する地図における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	<p>・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する地図における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【同意権限の簡素化】 ○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があつたが、地方自治体からの提案にあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○「財政上の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があつたが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上の措置があつても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を拘束する方法としては、事後提出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあつたため、計画の対象区域第一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県による同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>【同意権限の移譲】 ○法第5条第2段落に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、メールマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に開発する国への政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。</p> <p>仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止を行つても、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国への支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。</p> <p>なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を通じて必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
17	実務的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで農工実施計画(以下、「実施計画」という。)を策定し得ることができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、軽便面積が4haを超える場合にあっても、都道府県知事が許可者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可是、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改革担当官長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合において、あらかじめ地方農政局等が実施計画に開示する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて諮詢されていることなどから、こうした懸念は当たらぬと考える。	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月16日付け63号改B第855号)第4の4連絡調整等	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省 佐賀県	C 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資するものとして、官民連携の連絡調整については、法律の趣旨を尊重するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入規制は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行ったためのものである。 2 この連絡調整は、上記の觀点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止等に資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとされているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知を踏まえうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行なうことから、自治体のみ可能である。また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事業の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて諮詢されていることなどから、こうした懸念は当たらぬと考える。	いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断には、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行なうことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている開与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。	
49	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をピアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動性確保の観点からも、地域が行なうことが望ましいと考える。	広域関東圏産業立地ガイドブック	経済産業省 神奈川県	D 現行規定により対応可能	経済産業省で実施している地域経済動向の把握、分析・調査は、経済産業省職員が、民間企業等の任意の協力を得て、現地に赴いてアリヤークするなどの方法で情報収集・分析等を行っているものであり、特段、國の権限行使して行なうものではない。 従って、現状においても、地方公務団体で同様の方法で調査を実施することは可能である。 なお、根拠法令等に記載されている「広域関東圏産業立地ガイドブック」については、外務委託により2009年まで作成されていたが、現在は作成を行っていない。	国と地方がそれぞれに分析・調査することは民間企業等の負担を考慮しても好ましくなく、二重行政となっている。 地方が一元的に行なうことで、国の行政改革に資するとともに、地域に密着した方が分析・調査を行うことで、より効率的で、地方の実情に即した処理がなせると考える。		
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県は、商工会議所、商工会連合会等の経済団体、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報を共有を図っております。このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取組みについては、H22から開始し、それまでの機関が行なうる支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地銀金融機関、経済団体等が出资して組成する新たなファンドを利用した起業創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な連携に支援が生じる。 【本県の状況】 市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要な課題である開業率の向上に資することが期待される。	創業競争力強化法第113条	経済産業省、経済省 山梨県	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や経済省による連携を取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は10件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国一律での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独で申請が難しい市町村への調整役を担つており、今後、経済産業省を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと想います。 また、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	全国市長会・全国町村会からの意見		区分	回答
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合との連絡調整を廃止すること。		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏った上の計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について間に知らぬ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議とはいえない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者に甚大く影響があるところ、計画に瑕疵がないという風にまとめた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要な一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくかといった課題も重要である。今般の事例では、近隣に利用が低調な農工団地もあるにかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという状況が判明したことがあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えると上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法第245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に通报すること、相互に意思を通じ合うこと 調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること (広辞苑(第5版))
497	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行う	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		B 手挙げ方式により実施	提案団体(神奈川県)に提案内容の詳細を確認したところでは、経産省が実施している「地域経済委員会」の事務委託を希望したことであったが、「地域経済調査」は、法令等に基づく義務的な調査ではなく、あくまで経産省が地域の経済状況を把握するために任意で行っているものであり、事務委託をするに当たっては、全都道府県に強制的に事業の実施を課すことはできないことから、地方公共団体の発意に応じた手挙げ方式による実施を提案する。なお、提案団体(神奈川県)から本提案の理由は、国と地方がそれぞれ分析・調査することによる二重行政を排除することが目的のことであるが、地域経済の状況に関する情報は、国としても必要であることから、実施方法としては、現行の地域経済調査の調査票をベースとした共通の調査フォーマットに基づき実施するのではなく、調査を実施する各都道府県は経済産業省の提示するスケジュールに沿って、定期的に(3ヶ月に1度)に企業ヒアリングを実施し、企業ヒアリングの個票及び分析結果を、経済産業省は情報提供するという方法を提案したい。なお、本調査に係る事務委託を希望しない地方自治体については、引き続き、当該地域の調査は経済産業省で実施するものとする。
71	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の開拓を適切に反映する上でも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の開拓について、少なくとも運用上の改善を行なうべきである。制度改正についてほどの次の議論である旨を及があったが、運用改定の具体的な状況などをその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。 ○ 各地のモデルとなる創業支援体制について全国に構展開を図るとしているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とに分けて考えることができる。 ○ 関連する情報提供を国が行なつて、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 都道府県はこれまでにも創業支援を行なっており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		C 対応不可	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行なうことができる。」とされていることから、同様の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 具体的には、経済産業省が実施する「地域経済調査」や都道府県による「地域の元気創造プロジェクト」による「地域経済調査」をもとに、園芸栽培等の創業支援事業に対する認定権限を市町村へ譲渡する場合の提出等があつた場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されよう、システムを整備し、都道府県との一層の情報共有を図る。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市町村についてでは、都道府県又は産業振興センター等の都道府県の関係機関が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に開拓をしていくよう地方公共団体に対して周知、創業支援事業計画の策定を通して、都道府県が市区町村に對して助言を行なうことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。 <権限移譲について> 本制度は、「日本再興戦略」(25年6月に掲げられた)我が国の開拓率を米国並み(10%台)にすることという目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつ、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。このため、都道府県への認定権限の権限移譲については時期尚早であると考えておらず、当面、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとした。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
391	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第13条に基づいて市町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支撑】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取扱を希望する市町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担を掛けるおそれがある。平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における創業支援のガイドライン」によれば、申請の柔軟性から認定までの期間は2ヶ月以上とされており、この期間中に要素を提出した市町村内での創業者が法に基づく優遇措置を受けることがでないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうことがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主導的に地元の創業者の促進や計画実現に力を入れるが、多くの市町村においては創業支援に正面から取り組む初めての機会であるため、計画立案更への迅速な対応が困難となるおそれがある。	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条～第45条	経済産業省、総務省	九州地方知事会	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁とも連携を取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は10件～20件（平均4件）程度に留まりており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国的に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県のみに移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割を担い、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独で申請が難しい市町村への調整役を担つており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	都道府県では既に独自の創業支援策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることかで大きな非効率は生じないものと考える。 また、地域の実効ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そのうち全国比較において必ずしも計画認定の段階で行う必要はない、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等に於ける実施可能である。 都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出には資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の実効支援体制を、大分県における3年間で1,000件の創業支援といいった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率9.6%」、「ローラー10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものと考える。 なお、大分県内の市町村からは、出張費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。	
699	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法 第113条、第137条、第143条、第140条第1項第2号に規定する「市町村経営支援面」に関する認定権限の認定権限を都道府県へ移譲したい。 第113条 創業支援事業計画の認定 第114条 創業支援事業計画の変更等 第117条第3項 報告書の微収 第140条第1項第6号 主務大臣等	【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村にきめ細かな実績を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップの確实行は難いと想られる。 現の第1回認定(3月20日)では、2月4日で説明会実施、2月5日に近畿経済産業局にて開催された。市町村に計画を提出する際は、便りで「1年以内に認定申請がある」と下記理由(※1)で一分別応付したと考えられる。 さらに、中小企業白書(2013年版)第47・第48頁で示されているように、創業者のマーケットは市町村により複数あることから、都道府県レベルの創業支援施策を直接に連携した取組が求められる。しかし現行制度においては、都道府県レベルの官民の連携支援策との調整・最適化を行なうことができない。 【制度改正の必要性】計画策定において複数の市町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2箇所しかなかった。創業者のマーケットの広さにおける権限を含むに於ける連携をより複数の市町村との組合せで実現できないため、都道府県レベルの創業支援施策を直接に連携した取組が求められる。 現行制度では創業者のマーケットの広さによる複数の市町村による組合せは複数多くあり、現行制度では創業者のマーケットの広さによる複数の市町村による組合せが実現できないため、都道府県レベルの創業支援施策を直接に連携した取組が求められる。しかし現行制度においては、都道府県レベルの官民の連携支援策との調整・最適化を行なうことができない。 【制度改正の必要性】計画策定において複数の市町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2箇所しかなかった。創業者のマーケットの広さにおける権限を含むに於ける連携をより複数の市町村との組合せで実現できないため、都道府県レベルの創業支援施策を直接に連携した取組が求められる。 現行制度では創業者のマーケットの広さによる複数の市町村による組合せは複数多くあり、現行制度では創業者のマーケットの広さによる複数の市町村による組合せが実現できないため、都道府県レベルの創業支援施策を直接に連携した取組が求められる。しかし現行制度においては、都道府県レベルの官民の連携支援策との調整・最適化を行なうことができない。	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条第3項、第140条第1項6号	経済産業省、総務省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	C 対応不可	創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁とも連携を取りながら実施している。 現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件（平均4件）程度に留まりており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。 また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国的に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県のみに移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。 各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割を担い、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独で申請が難しい市町村への調整役を担つております。今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。	【認定件数増加への対応】 都道府県が持つネットワークで地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の認定を行なうことができる。今以上に認定件数を増やすことが可能な実績、9月時点での認定件数は、大阪府では2件のみ、而他の府県では申請がないと聞いていますが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えらる。 この点、都道府県の創業支援事業計画の権限移譲により、近畿地域とのバランスを考慮して、都道府県が商工会議所会等と連携して法の枠組み以外で行なう創業支援策を補完行政を行なうことができる。また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を説得することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「範囲や内部組織等の共同設置等の市町村の連携を促進した実績がある)。 モデルの創出は、大分県における3年間で1,000件の創業支援といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率9.6%」、「ローラー10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものと考える。 なお、大分県内の市町村からは、出張費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。	
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の設立の認可、認定変更の認可、報告の微収、会員の認可、報告の微収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県への権限の移譲 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))について、第4次一括法に開運する政令改正で都道府県に移譲。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に開運する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、認定変更の認可、報告の微収、会員の認可、報告の微収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地とする組合に対して統一的な対応を行なうことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられる。だから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要があります。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に開運する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法施行令第34条 農林水産省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び組合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものがある。 農林水産大臣が現在地方農政局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委託することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。	複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に開運する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事業・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合に係る事務・権限と併せて、県内を活動地とする組合に対する統一的な対応を行い、現時点で対応することはできない。 地域の「秀逸モデル」ピックアップするには、地域実績を把握している都道府県が最も適している。「地域の先進的な取り組みの反映」については、適切な技術的助言に基づき府県から事務の国に報告・集約し、それをフォード・パックする仕組みで、極めて容易に解決、最適化が実現できる。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
391	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村に対する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を活性化して地域の実情を適切に反映することも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。 ○ 各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることとしているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とに分けて考へることができる。 ○ 機農園等の情報提供は国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行ふことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 具体的には、市町村と地域の自立的の発展のため、国から市町村への元気創造プロジェクト(以下「元気創造プロジェクト」といいます)による支援を実施する。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市町村についてでは、都道府県又は産業振興センター等の都道府県の関係機関が、「創業支援事業者として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公团に対して助言を行って、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。	
699	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法 第119条、第114条、第137条の2項、第140条の6号に規定する市区町村創業支援事業計画に関する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲されたい。 第113条 創業支援事業計画の認定 第114条 創業支援事業計画の変更等 第137条の3項 報告書の微取 第140条の1項6号 主務大臣等	・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を活性化して地域の実情を適切に反映することも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。 ○ 各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることとしているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とに分けて考へることができる。 ○ 機農園等の情報提供は国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	<運用改善の検討状況について> 産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行ふことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととした。 具体的には、市町村と地域の自立的の発展のため、国から市町村への元気創造プロジェクト(以下「元気創造プロジェクト」といいます)による支援を実施する。 また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市町村についてでは、都道府県又は産業振興センター等の都道府県の関係機関が、「創業支援事業者として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公团に対して助言を行って、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。	
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、款款規定の認可、報告の微取、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限移譲(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に規定する政令改正で都道府県へ権限移譲。	・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
166	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になつていることによるもの。 現在、中小企業に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおり頼る。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する。 ④都道府県から認定通知を受けた後、企業等は、国の定める日までに、労働局へ助成金の受給資格認定申請を行ふ。 【効果】 改善計画に係る都道府県の認定業務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業数が増加する可能性がある。 (2)、(3)がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、経済産業省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対しても助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 一方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施について同一業種等のみ、同地域ごくみでの取組みが有効であるところ、限られた財源により効率的に活用するためには、目録を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効率的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行なうべき望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 今回、「団体助成コース」については対応不可との回答があるが、個々の事業者も都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する意図は同じである。団体のみに負担を課することはバランス上不均衡と思料。事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減いただくことをご検討いただきたい。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることをご検討いただきたい。
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用制度を改善するため策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付かれているが、助成金受給の際には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【効果】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、経済産業省	広島県	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対しても助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 一方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施について同一業種等のみ、同地域ごくみでの取組みが有効であるところ、限られた財源により効率的に活用するためには、目録を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効率的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行なうべき望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件となることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が残ることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。 「団体助成コース」については、二重の手続きをなくすために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続として改善策を立案させ、指導・助言することを省略する。なお、助成策に対する指揮・監督を行ふことは、当然、可能である。
96	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になつていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりです。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ間に協議し同意を得らる必要がある)。労働局へ助成金の受給資格認定申請を行ふ。 ④都道府県から認定通知を受けた後、企業等は、国の定める日までに、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。 現在、中小企業に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	厚生労働省、経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対しても助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。 一方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施について同一業種等のみ、同地域ごくみでの取組みが有効であるところ、限られた財源により効率的に活用するためには、目録を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効率的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行なうべき望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者とやらせられないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課することはバランス上不均衡である。 事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
160	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止するべきである。	提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理制度改革を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進することをとどめます。厚生労働省としては、本年1月から、多くの都道府県労働局や各都道府県労働局担当部署と連携して事業主団体を訪問し、その中の多くが労働局担当部署が「労働力ある職場づくりキャンペーン」を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」による改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とするとの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といった指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。</p>
241	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理制度を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止するべきである。	提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理制度改革を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進することをとどめます。厚生労働省としては、本年1月から、多くの都道府県労働局や各都道府県労働局担当部署と連携して事業主団体を訪問し、その中の多くが労働局担当部署が「労働力ある職場づくりキャンペーク」を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」による改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とするとの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といった指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。</p>
961	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止するべきである。	提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理制度改革を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進することをとどめます。厚生労働省としては、本年1月から、多くの都道府県労働局や各都道府県労働局担当部署と連携して事業主団体を訪問し、その中の多くが労働局担当部署が「労働力ある職場づくりキャンペーク」を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。</p> <p>この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」による改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とするとの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。</p> <p>他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といった指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
							区分	回答	意見		
252	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするため、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、自ら達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定することが望ましい。【事業評価システムの導入状況】導入済：6団体、検討中：3団体【概念の解説】全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものと考える。	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第5条 同法施行令第3条	経済産業省	広島県	C 対応不可	今般、新たに経営発達支援計画の認定スキームを創設する目的は、小規模事業者に対して先進的な経営コンサルティング等の支援を行う商工会、商工会議所をモデルとして認定・公表し、これを全国に展開・普及することで、全国の小規模事業者に対する支援を抜本的に強化することである。 認定のポイントは、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、(他地域の情報も踏まえつつ)高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があることから移譲できない。	国が認定を行なるべき理由としている計画の先進性やモデル性の確保は、国が一定の基準を示すことにより都道府県でも審査可能であり、加えて地域性をも加味した計画認定が可能となると考える。 都道府県は、中小企業支援に係る実情把握に通じているところもあり、小規模事業者支援に係る本件計画認定についても、都道府県による実施が望まれる。 平成26年9月1日付け知調三第33号による全国知事会の要請も踏まえ、認定権限を都道府県知事へ移譲していただきたい。		
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施設を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるとあるのである。 なお、平成26年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。	官公需についての中小企業者の受注機会の増大を図るために、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を開議決定しており、国と同様に地方公共団体に対して、中小企業の受注機会の増大のための措置を講じるよう依頼しているところ。 そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に開示する業務を都道府県が担当する理由が不明であり、引き続き国で実施することが適切。	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	官公需確保対策地方推進協議会の場を通じて、官公需適格組合の受注機会の確保に努めていただきたい。			
580	中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害に伴う影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を國から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であること等、被災地に影響を及ぼす地域であることを明記。 ②それ以外の場合であっても、國が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被災程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】災害的な灾害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者に対するセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の事業活動に差し支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であること等、被災地に影響を及ぼす地域であることを明記。②それ以外の場合であっても、國が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被災程度が一定要件を満たすと判断できる地域	中小企業信用保険法第2条第5項	経済産業省	長野県	C 対応不可	事業者の売上の状況を把握する必要があることから調査に時間がかかることはやむを得ないと考えるが、その間、災害救助法は適用されており、甚大な被害があることは容易に想定できていた。 また、被害地域の調査について、災害復旧が最優先されるため、一般的に事業者の調査等はその後の対応となる。 また、自然災害は複数の都道府県にまたがる広域災害となることが多く、被災地全体の被害状況を考慮して判断する必要があるため、都道府県知事に権限を委譲することは適切ではない。 なお、セーフティネット保証4号における被災地域の指定にあたっては、地方自治体による被災状況の実態調査が済み次第、速やかに国において意思決定を行い、経済産業大臣の指定を行っている。 ※今回事例としてあがつている2月14日の雪害においては、被災自治体全体の調査完了までに時間を要するところから、國が調査完了を受けて速やかに発動したとしても効率までに時間がかかるところになる。 2月14日の雪害における被災状況調査は、本県においては3月20日に完了しており、仮に本県に権限が移譲されれば3月中の指定が可能であった。 セーフティネット保証の発動に國の判断が必要不可欠ということであっても、災害救助法適用地域等被害が甚大であることが明確な地域については、國が設けた基準に基づき、概ね一ヶ月以内に地域指定できるように、権限を都道府県に移譲していただきたい。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
252	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、その実現までの間ににおいても、都道府県が行う小規模事業者支援施策との整合を図る観点から、商工会・商工会議所が経営発達支援計画を策定するにあたり都道府県の意見を聞くこととするなど、経営発達支援計画に都道府県が関与できる仕組みを構築するべきである。	・「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、その実現までの間ににおいても、都道府県が行う小規模事業者支援施策との整合を図る観点から、商工会・商工会議所が経営発達支援計画を策定するにあたり都道府県の意見を聞くこととするなど、経営発達支援計画に都道府県が関与できる仕組みを構築するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	経営発達支援計画の認定のポイントは、商工会・商工金庫等の支援の手法が優れたものであり、全国の範囲ならどうモデル化を有しているかどうかである。国が一定の基準を示すこのみでは、経営発達支援計画に求められる最低限の基準を示すに過ぎず、全国的なレベルでの先進性や効果の高さを踏まえて判断するためには、国が統一的に認定することが必要であることから移譲できない。 一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一體となって、地方公共団体とよく連携しつつ、(中略)小規模企業の振興を図るためにの施策を効果的に展開する」と記載していること、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むべき重要な立場である。 経営発達支援計画の認定は、年度中に最初の規定を行なう予定である。認定に当たっては、法第3条に規定される基本指針に照らして適切なものであるかどうかをみるとことなるが、都道府県と共同で行なう事業である場合においては、共同実施者としての都道府県の意見を踏まえられているか判断の要素となる趣旨を商工会・商工金庫等に周知する旨に記載することしたい。また、制度の執行に当たっては、どのような形で都道府県が関与するかについては、全国知事会を引き続き協議しつつ、制度を運用してまいりたい。
498	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請に対応業務 管内の都道県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	官公需法第3条は、「組合」を国等の契約の相手方として記述しなければならない、と規定されており、同条の主旨を踏まえ、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、官公需適格組合の制度が創設された。また、同条の「組合」配意規定は、予算決定及び会計法第99条第18号に基づく随意契約による組合優遇規定からも担保されている。 従って、適格組合制度は国の会計法令に基づく制度設計をされており、設立証明及び後援証明等の手続についても行なうことが必要不可欠である。 かたわら、適格組合の証明申請には、熟練な指導者の有無、経営的な基盤の確立、共同運営体制の整備など検査されるべきこと、ご指摘のうな県の施策を活かした証明申請対応業務は想定されないものと考える。
580	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を及ぼしている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合は、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域、②被害が甚大であること、③地理的区域。 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定条件を満たすと判断できる地域	・セーフティネット保証に係る地域指定の権限について、都道府県へ移譲するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	①セーフティネット保証は、取り扱い企業の倒産や自然災害などの予想いかない外部要因により、国として看過できない程度の中小企業・小規模事業者の経営の安定に支障を生じている事態がある場合に認めているものである。また、自然災害の際は、国としてその他の資金繰り対策(政府系金融機関による融資等)と併せて行なうことが必要な場合に発動されるものである。 ②信用保険を実施している日本政策金融公庫の保険収支は、毎年、数千億円単位の赤字となっている。そのため、国による適切な財政負担が無ければ制度の維持に影響を及ぼし、保証率につながる可能性が否定できます。制度本来の趣旨である中小企業等の資金繰りに支障を来すことになる。 以上から、セーフティネット保証(4号)の指定については、国として責任を持って実施する必要がある。 なお、地方公共団体として信用保証を活用して災害対応に取り組むことは、一般保証の範囲内に可能であり、すでに独自の制度融資を創設し、実施している地方公共団体もあるものと認識。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
							区分	回答	意見		
766	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業(「よろず支援拠点」の都道府県への移譲)	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」とび「コーディネーター選定等の事務を、必要な人員・財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため單一的な運用を行うべきでなく、コーディネーターによる支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、専門家が活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要されており、内閣府の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものになっている。また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、①専門家と人員の運営が2回体に分散し、非効率的になる。②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。③各支援機関は連携する総合的支援窓口が箇所となり、混乱が生じるとともに、対応において負担が生じる。【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットひこう」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットひこう」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。【想定される事業スキーム】金の流れ:経産省→県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)	兵庫県、京都府、徳島県	C 対応不可	本事業は、全国に約385万業者の中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容にこだわって機関ごとに地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあつたため、それら現状を踏まえ、国として経営支援窓口「よろず支援拠点」を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行おうものである。そのため、同時に全国本部を設置、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理といった総括・サポートを行うこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ない相談に対応するなどのものであり、地域の支援機関の機能とは競合するものではなく、あくまで強化・補完する役割を担うものである。	・これまででも都道府県等中小企業支援センターが問題なく適切なアドバイスを行っている。		
26	地域産業資源活用用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関とのの案件実績に係る調整	【制度改正の必要性】事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものであるので、地方が地域資源の指定から事業計画面でのニーズに基づき地域の中小企業のニーズへの基礎づか細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	経済産業省	愛知県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただきながら、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。	【全国的視点に立って全国レベルの先端的なモデル事業について】 中小企業地域資源活用促進法は、地域の実情に見合った都道府県が地域資源を指定し、それを活用する中小企業・小規模事業者を支援するというスキームであり、指定の権限が都道府県にある以上、支援策に「全国的な視点」や「モデル事業」の想定をすることに困難。 既に、ヒアリングで細々説明したとおり、採択事例を見れば、地域によって分野の幅を、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えて連携が想定しない。 現状においても、地域を越えた連携やモデル事業の波及効果も薄く、国で認定・補助事業を行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や取組が十分に反映されないデメリットの方が大きい。 【中小企業応援ファンド】 中小企業応援ファンドは必ずしも「初期段階の取組」を支援するという性格は有りておらず、地方自治体において、5年間、3,000万円の補助事業を創設することで困難であるため、金額の多寡によって分けられているというのが実情であり、先端的なモデル事業に賛同して採択しているという所管省の主張「自らならないと考える」。 【自治体応援ファンド】 都道府県によって年間件数程度の採択になるという事実があり、当該制度が利用率の高いものであることを示しているのではないか。 また、本県が独自事業アソシエートした結果、企事業が認定・補助金の申請事務が膨大で、大変であったと回答した。自治体へ移譲される場合には、申請の簡素化など、ハーフを下げるにこだわり、中小企業・小規模事業者の使い勝手の良い補助事業としていると考えている。 既に応援ファンドを審査する体制は有りており、使い易さすることで利用件数は伸びると考えられるので、効率性に問題はないと考える。		
238	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適切と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 (補助内容)現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円) (財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源である。 (全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分可能である。 (急きの解消)それまでの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定していくが、国が行うマッチングは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	中小企業による地域資源活用促進法の認定申請において、都道府県の意見を付していただきながら、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。	中小企業による地域資源活用促進法の認定申請における法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	経済産業省	広島県	C 対応不可	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただきながら、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。	それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・発展を図っていくというより、地域での差別化・競争性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。 地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起しが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。 なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の意見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携機会や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実績が後悔されているふるなど名物応援事業においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
766	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業(よろづ支援事業)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援の体制整備に必要な「よろづ支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要な人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	・中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、効率化できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	2014年度版中小企業白書では、現在の小規模事業者の経営課題として、「営業・販路開拓」「資金を多く借りている」といった課題が挙げられている。しかし、相談相手として「経営者」「や「親しい人間」、身内「親引先」が多く、公的な支援機関への相談は少ないとおり、さらなる意識を高めるべきである。 また、同白書では公的機関の連携状況について、小規模事業者から、「国、都道府県、市町村は連携せず、バラバラに連携している」といった評価もあり、こういった課題に対して国としても対策をとるべきである。 よらず支援拠点は、こうした課題を解決するために機能として、売上、賃料拡大などの解決策を提示する総合的な、先進的なアバイ系機能を有するとともに、「国、都道府県、市町村は連携しても、公的機関や地域の支援機関だけではなく、国の関係省庁にて人脈を有し、各機関と連携して施策情報を交換し、相談業務の支援を行う体制を確立する」と記載されている。 このように、全国にいる858万者の中小企業・小規模事業者に対して、万遍なく「バラツク」がでないよう支援体制を実現していくためには、国として全国統一的に支援体制を整備する必要がある。
26	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との連携を充実化して地域の実情を適切に反映するなども、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映することとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調査中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しないという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		C 対応不可	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化への対応が求められるため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続可能な成長を実現するという国際戦略的目標の本法が制定されました。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している現状の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている。本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層努力が加えられ推進していくことが求められています。 ・このように、地域産業資源活用事業の目的「地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的な成長を達成するためには、域外需品に取引込み、地域経済への貢献と持続可能なモデルの事業を、全国レベルで推進し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聞き、ここで、地域の実情に応じて、全国の視点で産業の認定を行う現段階の仕組みを引き続き維持するにこぎる必要があります。 ・人口減少による地方の消滅の危機に瀕している現状の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層努力が加えられ推進していくことが求められています。 ・このように、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実情に応じて有する都道府県がこれを図ることとしている。 【中小企業応援ファンド】 ・地域レベルでは、ご指摘の「中小企業応援ファンド」の活用を用いることで支援が行われていると承知しております。全国レベルでのモザイク政策の認定との相乗効果により、活用事業の範囲が広がります。 「第1回支援金交付式」が開催されましたので、本建音に則り、各都道府県の意見工夫により事業計画が改訂されているなど認識。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げることである。このことにより、活用事業の認定段階で都道府県が積極的に協議し、意見が反映されるよう仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与条件への配慮等運用改善を検討する。
238	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。		○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調査中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しないという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。		C 対応不可	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化への対応が求められるため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続可能な成長を実現するという国際戦略的目標の本法が制定されました。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している現状の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている。本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層努力が加えられ推進していくことが求められています。 ・このように、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実情に応じて有する都道府県がこれを図ることとしている。 【中小企業応援ファンド】 ・地域レベルでは、ご指摘の「中小企業応援ファンド」の活用を用いることで支援が行われていると承知しております。全国レベルでのモザイク政策の認定との相乗効果により、活用事業の範囲が広がります。 「第1回支援金交付式」が開催されましたので、本建音に則り、各都道府県の意見工夫により事業計画が改訂されているなど認識。 【運用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げることである。このことにより、活用事業の認定段階で都道府県が積極的に協議し、意見が反映されるよう仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与条件への配慮等運用改善を検討する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
358	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経営等監査の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県（のうら希望する都道府県）」に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところで相談出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一緒にして中小企業者に対することで、地域産業の活性化に資するものと考える。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	経済産業省	徳島県、兵庫県、鳥取県	C 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域産業資源を活用した事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準での中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に普及していくことが難しいとされる。</p> <p>さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で1118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下（そのうち6県が0件）にとどまり、本事業を自治体に移譲して行なうことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行なうことが効率的であり、適当である。</p>	<p>当法律は、地域産業資源を活用した地域中小企業の事業活動の促進を図り、もって、地域経済の活性化を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。よって、まずは地域における地域産業資源の最も効果的な活用方法を選択する必要があり、その点において、従来のスキームより、各都道府県が地域産業資源活用事業計画を認定する方が効率的。その結果全国に普及しやすいうモデル事業が増えるものと考える。</p> <p>また、地域産業資源の更多的な活用・掘り起ことの点においても、各都道府県で計画認定する「スキーム」に比べた方が、認定業務の時間短縮・効率化が図られ、認定件数の増も見込まれる。</p> <p>さらに、補助金の採扱については、各都道府県において各認定計画を精査の上、配分を調整することで、補助金総額の増を抑えることが可能と考える。以上のことから、地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲が望ましいものである。</p>	
477	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な要素であるが、現状では専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後で求められる意見書程度しか関与していない。	その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが見られる。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている多くの多目的部会における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元への支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れるところも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の外輪であり、ともに推進すべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準での中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に普及していくことが難しいとされる。</p> <p>また現在、本事業の芽出しを支援する目的のスタートアップ応援型ファンドとして、「中小企業応援ファンド」が全国44都道府県で造成されており、地域資源を活用した初期段階の取組等を支援しているところである。</p> <p>さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で1118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下（そのうち6県が0件）にとどまり、本事業を自治体に移譲して行なうことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行なうことが効率的であり、適当である。</p>	<p>都道府県は計画の策定後に求められる意見書程度しか関与していないため、計画が十分な効果を発揮しないケースが見られる。都道府県が、地域の実情を適切に反映し、産業政策と一緒にして計画の認定業務を行うことで、地元の支援等を生むいた効率的な計画とすることができる。</p> <p>国が全国的な視点から評価の基準を定め、都道府県が準則を踏まえた評価基準を設けることで、都道府県においても、全国的な視点での効率的な認定が可能となる。</p>	
594	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画の認定と補助金を各種支援策を組み合わせて事業者へ一定程度支援する、③中小企業による地域産業資源を活用した開拓等を支援するなどによって、都道府県の行っている中小企業支援と並んで、企業にとって窓口が二つある状態である。企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の協調双方を検討しなければならないなど障害となっている。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条、第6条、第7条、第13~18条	経済産業省	京都府、兵庫県	C 対応不可	<p>本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなってい。</p> <p>都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準での中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に普及していくことが難しいとされる。</p> <p>また、人口減少問題や地方活性化に取り組む地方創生を進めるために、効率性よりも地方の创意工夫を引き出すことを重視すべき局面ではないか。</p> <p>本事業は経済産業省の行政審議レビューにおいて、「廃止・判断が出されているものの、「ふるさと名物」の開発・販路開拓を支援する新たな制度へと刷新予定と聞いている。まさしく地方が切磋琢磨し競い合って取り組むテーマであり、新制度の制度設計にあたっては地域の実情を把握している都道府県が実施主体となるようすべく。</p>	<p>全国水準でモデルとなり得る事業は、地域資源・人材に詳しい都道府県が主体的に関わることより確保しやすくなると考える。全国の中小企業・小規模事業者への普及に関しては、国への報告を義務付ければ可能になる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重負事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
358	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県經由で、経済産業省に申請、経産局等設置の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県（のうち希望する都道府県）に「権限を移譲する。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映することとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日（水）のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断することによる成功例」を示していたください。また、その時点での「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきました。	・このような状況にあって、国際的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通して我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成する）に沿って、都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。	c	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少の会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法が制定されたもの。 ・人口減少による地方の危機感を抱いている危機意識の下、「地方の活性化成長戦略の最大の柱」として、まち、ひと、こと創生本部を開設し、国を挙げて地域資源を最大限に活用する方針を打ち出している中、本法による地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的成長を達成するには、地域の需要を取り込み、地域経済への波及効果が得られるモデル的な事例を、全国レベルで選択し、広く全国に周知・普及し図ることが必要。そのため、国が都道府県の実務に積極的に取り組んで、地域の実情に応じた政策を実現するため、地域産業資源は多様であり、それぞれが各自に偏在しているため、国が一律に規制するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行っている。 【適用改善】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援アワード」にて都道府県支援した案件を積極的に法認定に繋げること、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たる都道府県の関与条件への配慮等適用改善を検討する。
472	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務等の小規模事業者等、JAPANラント育成、地域産業資源活用支援補助金の交付について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映することとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日（水）のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断することによる成功例」を示していたください。また、その時点での「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきました。	・このような状況にあって、国際的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的成長を達成する）に沿って、都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。	c	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少の会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するとい
594	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の実施に対する法的・制度的枠組みを整備するため、地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図る方針とともに都道府県へ移譲する。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映することとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		○ 9月3日（水）のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断することによる成功例」を示していたください。また、その時点での「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきました。	・このような状況にあって、国際的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的成長を達成する）に沿って、都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。	c	【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少の会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するとい

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	全国市長会・全国町村会からの意見		区分	回答
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーや地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 9月3日（水）のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持つ広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	c 対応不可	<地域産業資源活用事業計画> 【国が行う必要性】 ・中小企業の景気回復の遅れという足元の情況に加え、少子高齢化と人口減少社会の要因やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に間に応対するため、地域産業資源を活用した中小企業者の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。 ・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が最も長期間の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を率いて地方再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。 ・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需給の最大化による周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を総括して、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するではなく、地域の実情に知見を有する都道府県がこれを担当することとしている。 【適用範囲】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業支援ファンド」にて都道府県が実施した案件を積み重ねた結果によれば、運用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるよう仕組みの構築、補助金の採択に当たる都道府県の間与案件への配慮等運用改善を検討する。	
947	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について、中小企業者が作成する地域産業資源活用に関する事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県知事が移譲すること。	・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県知事が移譲すること。	○ 9月3日（水）のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持つ広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。 ○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。 そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	c 対応不可	<国が行う必要性> ・中小企業の景気回復の遅れという足元の情況に加え、少子高齢化と人口減少社会の要因やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に間に応対するため、地域産業資源を活用した中小企業者の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需給の最大化による周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を総括して、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。 ・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するではなく、地域の実情に知見を有する都道府県がこれを担当することとしている。 【適用範囲】 ・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積み重ねた結果によれば、運用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるよう仕組みの構築、補助金の採択に当たる都道府県の間与案件への配慮等運用改善を検討する。	
24	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務（申請受け、認定、計画変更応対等）、「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募・採択、契約、事業管理、清算等）、「ものづくり高度化支援事業」及び「ものづくり高度化支援事業」のフォローアップ及び成果普及、地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小もののづくり高度化方法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 等の権限移譲	・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		c 対応不可	中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力を強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。 (ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の愛知県では10件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的執行体制の構築は困難)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
471	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小もののづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望件に相談、「中小もののづくり高度化法」における研究開発計画の認定	もかげり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。「中小もののづくり高度化法」における研究開発計画の認定、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との差異性を図ることができる。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第2条第2項、同条第3項、第11条から第13条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	中小もののづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 したがってこの認定等については、全国的な視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。 また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。	認定等にあたって、我が国が全国的視点に立って基準を定め、当該基準に沿って都道府県が事務を執行することは可能である。これにより、都道府県が実施する事業との連携が行なえるようになり、より集中的な効果をあげることができるようになる。 しかし、本制度は、都道府県の視点で事務を行なって、中小企業者・小規模事業者に対する利便性が高まらず、移譲と共に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接補助先とするべきである。
886	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中小企業の活性化等に関する事業を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれしており、ワンストップでの統合的な支援を実現していない。この支援は、地域の情報やネットワークを通じて、県産業活性化のための中小企業と連携が深い都道府県が一元的に力を発揮する形で、地域の中小企業と連携が深く、効率的・効果的に行える。 こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限、(中小企業のものづくり基盤技術の認定等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに連絡する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県へ交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 戦略的基盤技術高度化支援事業(「サポートイング・インダストリー」) 課題選択型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号、 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1項、第25条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第77条第1項、第78条第1項、第79条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第82条第1項、第83条第1項、第84条第1項、第85条第1項、第86条第1項、第87条第1項、第88条第1項、第89条第1項、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項、第93条第1項、第94条第1項、第95条第1項、第96条第1項、第97条第1項、第98条第1項、第99条第1項、第100条第1項、第101条第1項、第102条第1項、第103条第1項、第104条第1項、第105条第1項、第106条第1項、第107条第1項、第108条第1項、第109条第1項、第110条第1項、第111条第1項、第112条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第126条第1項、第127条第1項、第128条第1項、第129条第1項、第130条第1項、第131条第1項、第132条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第135条第1項、第136条第1項、第137条第1項、第138条第1項、第139条第1項、第140条第1項、第141条第1項、第142条第1項、第143条第1項、第144条第1項、第145条第1項、第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項、第149条第1項、第150条第1項、第151条第1項、第152条第1項、第153条第1項、第154条第1項、第155条第1項、第156条第1項、第157条第1項、第158条第1項、第159条第1項、第160条第1項、第161条第1項、第162条第1項、第163条第1項、第164条第1項、第165条第1項、第166条第1項、第167条第1項、第168条第1項、第169条第1項、第170条第1項、第171条第1項、第172条第1項、第173条第1項、第174条第1項、第175条第1項、第176条第1項、第177条第1項、第178条第1項、第179条第1項、第180条第1項、第181条第1項、第182条第1項、第183条第1項、第184条第1項、第185条第1項、第186条第1項、第187条第1項、第188条第1項、第189条第1項、第190条第1項、第191条第1項、第192条第1項、第193条第1項、第194条第1項、第195条第1項、第196条第1項、第197条第1項、第198条第1項、第199条第1項、第200条第1項、第201条第1項、第202条第1項、第203条第1項、第204条第1項、第205条第1項、第206条第1項、第207条第1項、第208条第1項、第209条第1項、第210条第1項、第211条第1項、第212条第1項、第213条第1項、第214条第1項、第215条第1項、第216条第1項、第217条第1項、第218条第1項、第219条第1項、第220条第1項、第221条第1項、第222条第1項、第223条第1項、第224条第1項、第225条第1項、第226条第1項、第227条第1項、第228条第1項、第229条第1項、第230条第1項、第231条第1項、第232条第1項、第233条第1項、第234条第1項、第235条第1項、第236条第1項、第237条第1項、第238条第1項、第239条第1項、第240条第1項、第241条第1項、第242条第1項、第243条第1項、第244条第1項、第245条第1項、第246条第1項、第247条第1項、第248条第1項、第249条第1項、第250条第1項、第251条第1項、第252条第1項、第253条第1項、第254条第1項、第255条第1項、第256条第1項、第257条第1項、第258条第1項、第259条第1項、第260条第1項、第261条第1項、第262条第1項、第263条第1項、第264条第1項、第265条第1項、第266条第1項、第267条第1項、第268条第1項、第269条第1項、第270条第1項、第271条第1項、第272条第1項、第273条第1項、第274条第1項、第275条第1項、第276条第1項、第277条第1項、第278条第1項、第279条第1項、第280条第1項、第281条第1項、第282条第1項、第283条第1項、第284条第1項、第285条第1項、第286条第1項、第287条第1項、第288条第1項、第289条第1項、第290条第1項、第291条第1項、第292条第1項、第293条第1項、第294条第1項、第295条第1項、第296条第1項、第297条第1項、第298条第1項、第299条第1項、第300条第1項、第301条第1項、第302条第1項、第303条第1項、第304条第1項、第305条第1項、第306条第1項、第307条第1項、第308条第1項、第309条第1項、第310条第1項、第311条第1項、第312条第1項、第313条第1項、第314条第1項、第315条第1項、第316条第1項、第317条第1項、第318条第1項、第319条第1項、第320条第1項、第321条第1項、第322条第1項、第323条第1項、第324条第1項、第325条第1項、第326条第1項、第327条第1項、第328条第1項、第329条第1項、第330条第1項、第331条第1項、第332条第1項、第333条第1項、第334条第1項、第335条第1項、第336条第1項、第337条第1項、第338条第1項、第339条第1項、第340条第1項、第341条第1項、第342条第1項、第343条第1項、第344条第1項、第345条第1項、第346条第1項、第347条第1項、第348条第1項、第349条第1項、第350条第1項、第351条第1項、第352条第1項、第353条第1項、第354条第1項、第355条第1項、第356条第1項、第357条第1項、第358条第1項、第359条第1項、第360条第1項、第361条第1項、第362条第1項、第363条第1項、第364条第1項、第365条第1項、第366条第1項、第367条第1項、第368条第1項、第369条第1項、第370条第1項、第371条第1項、第372条第1項、第373条第1項、第374条第1項、第375条第1項、第376条第1項、第377条第1項、第378条第1項、第379条第1項、第380条第1項、第381条第1項、第382条第1項、第383条第1項、第384条第1項、第385条第1項、第386条第1項、第387条第1項、第388条第1項、第389条第1項、第390条第1項、第391条第1項、第392条第1項、第393条第1項、第394条第1項、第395条第1項、第396条第1項、第397条第1項、第398条第1項、第399条第1項、第400条第1項、第401条第1項、第402条第1項、第403条第1項、第404条第1項、第405条第1項、第406条第1項、第407条第1項、第408条第1項、第409条第1項、第410条第1項、第411条第1項、第412条第1項、第413条第1項、第414条第1項、第415条第1項、第416条第1項、第417条第1項、第418条第1項、第419条第1項、第420条第1項、第421条第1項、第422条第1項、第423条第1項、第424条第1項、第425条第1項、第426条第1項、第427条第1項、第428条第1項、第429条第1項、第430条第1項、第431条第1項、第432条第1項、第433条第1項、第434条第1項、第435条第1項、第436条第1項、第437条第1項、第438条第1項、第439条第1項、第440条第1項、第441条第1項、第442条第1項、第443条第1項、第444条第1項、第445条第1項、第446条第1項、第447条第1項、第448条第1項、第449条第1項、第450条第1項、第451条第1項、第452条第1項、第453条第1項、第454条第1項、第455条第1項、第456条第1項、第457条第1項、第458条第1項、第459条第1項、第460条第1項、第461条第1項、第462条第1項、第463条第1項、第464条第1項、第465条第1項、第466条第1項、第467条第1項、第468条第1項、第469条第1項、第470条第1項、第471条第1項、第472条第1項、第473条第1項、第474条第1項、第475条第1項、第476条第1項、第477条第1項、第478条第1項、第479条第1項、第480条第1項、第481条第1項、第482条第1項、第483条第1項、第484条第1項、第485条第1項、第486条第1項、第487条第1項、第488条第1項、第489条第1項、第490条第1項、第491条第1項、第492条第1項、第493条第1項、第494条第1項、第495条第1項、第496条第1項、第497条第1項、第498条第1項、第499条第1項、第500条第1項、第501条第1項、第502条第1項、第503条第1項、第504条第1項、第505条第1項、第506条第1項、第507条第1項、第508条第1項、第509条第1項、第510条第1項、第511条第1項、第512条第1項、第513条第1項、第514条第1項、第515条第1項、第516条第1項、第517条第1項、第518条第1項、第519条第1項、第520条第1項、第521条第1項、第522条第1項、第523条第1項、第524条第1項、第525条第1項、第526条第1項、第527条第1項、第528条第1項、第529条第1項、第530条第1項、第531条第1項、第532条第1項、第533条第1項、第534条第1項、第535条第1項、第536条第1項、第537条第1項、第538条第1項、第539条第1項、第540条第1項、第541条第1項、第542条第1項、第543条第1項、第544条第1項、第545条第1項、第546条第1項、第547条第1項、第548条第1項、第549条第1項、第550条第1項、第551条第1項、第552条第1項、第553条第1項、第554条第1項、第555条第1項、第556条第1項、第557条第1項、第558条第1項、第559条第1項、第560条第1項、第561条第1項、第562条第1項、第563条第1項、第564条第1項、第565条第1項、第566条第1項、第567条第1項、第568条第1項、第569条第1項、第570条第1項、第571条第1項、第572条第1項、第573条第1項、第574条第1項、第575条第1項、第576条第1項、第577条第1項、第578条第1項、第579条第1項、第580条第1項、第581条第1項、第582条第1項、第583条第1項、第584条第1項、第585条第1項、第586条第1項、第587条第1項、第588条第1項、第589条第1項、第590条第1項、第591条第1項、第592条第1項、第593条第1項、第594条第1項、第595条第1項、第596条第1項、第597条第1項、第598条第1項、第599条第1項、第600条第1項、第601条第1項、第602条第1項、第603条第1項、第604条第1項、第605条第1項、第606条第1項、第607条第1項、第608条第1項、第609条第1項、第610条第1項、第611条第1項、第612条第1項、第613条第1項、第614条第1項、第615条第1項、第616条第1項、第617条第1項、第618条第1項、第619条第1項、第620条第1項、第621条第1項、第622条第1項、第623条第1項、第624条第1項、第625条第1項、第626条第1項、第627条第1項、第628条第1項、第629条第1項、第630条第1項、第631条第1項、第632条第1項、第633条第1項、第634条第1項、第635条第1項、第636条第1項、第637条第1項、第638条第1項、第639条第1項、第640条第1項、第641条第1項、第642条第1項、第643条第1項、第644条第1項、第645条第1項、第646条第1項、第647条第1項、第648条第1項、第649条第1項、第650条第1項、第651条第1項、第652条第1項、第653条第1項、第654条第1項、第655条第1項、第656条第1項、第657条第1項、第658条第1項、第659条第1項、第660条第1項、第661条第1項、第662条第1項、第663条第1項、第664条第1項、第665条第1項、第666条第1項、第667条第1項、第668条第1項、第669条第1項、第670条第1項、第671条第1項、第672条第1項、第673条第1項、第674条第1項、第675条第1項、第676条第1項、第677条第1項、第678条第1項、第679条第1項、第680条第1項、第681条第1項、第682条第1項、第683条第1項、第684条第1項、第685条第1項、第686条第1項、第687条第1項、第688条第1項、第689条第1項、第690条第1項、第691条第1項、第692条第1項、第693条第1項、第694条第1項、第695条第1項、第696条第1項、第697条第1項、第698条第1項、第699条第1項、第700条第1項、第701条第1項、第702条第1項、第703条第1項、第704条第1項、第705条第1項、第706条第1項、第707条第1項、第708条第1項、第709条第1項、第710条第1項、第711条第1項、第712条第1項、第713条第1項、第714条第1項、第715条第1項、第716条第1項、第717条第1項、第718条第1項、第719条第1項、第720条第1項、第721条第1項、第722条第1項、第723条第1項、第724条第1項、第725条第1項、第726条第1項、第727条第1項、第728条第1項、第729条第1項、第730条第1項、第731条第1項、第732条第1項、第733条第1項、第734条第1項、第735条第1項、第736条第1項、第737条第1項、第738条第1項、第739条第1項、第740条第1項、第741条第1項、第742条第1項、第743条第1項、第744条第1項、第745条第1項、第746条第1項、第747条第1項、第748条第1項、第749条第1項、第750条第1項、第751条第1項、第752条第1項、第753条第1項、第754条第1項、第755条第1項、第756条第1項、第757条第1項、第758条第1項、第759条第1項、第760条第1項、第761条第1項、第762条第1項、第763条第1項、第764条第1項、第765条第1項、第766条第1項、第767条第1項、第768条第1項、第769条第1項、第770条第1項、第771条第1項、第772条第1項、第773条第1項、第774条第1項、第775条第1項、第776条第1項、第777条第1項、第778条第1項、第779条第1項、第780条第1項、第781条第1項、第782条第1項、第783条第1項、第784条第1項、第785条第1項、第786条第1項、第787条第1項、第788条第1項、第789条第1項、第790条第1項、第791条第1項、第792条第1項、第793条第1項、第794条第1項、第795条第1項、第796条第1項、第797条第1項、第798条第1項、第799条第1項、第800条第1項、第801条第1項、第802条第1項、第803条第1項、第804条第1項、第805条第1項、第806条第1項、第807条第1項、第808条第1項、第809条第1項、第810条第1項、第811条第1項、第812条第1項、第813条第1項、第814条第1項、第815条第1項、第816条第1項、第817条第1項、第818条第1項、第819条第1項、第820条第1項、第821条第1項、第822条第1項、第823条第1項、第824条第1項、第825条第1項、第826条第1項、第827条第1項、第828条第1項、第829条第1項、第830条第1項、第831条第1項、第832条第1項、第833条第1項、第834条第1項、第835条第1項、第836条第1項、第837条第1項、第838条第1項、第839条第1項、第840条第1項、第841条第1項、第842条第1項、第843条第1項、第844条第1項、第845条第1項、第846条第1項、第847条第1項、第848条第1項、第849条第1項、第850条第1項、第851条第1項、第852条第1項、第853条第1項、第854条第1項、第855条第1項、第856条第1項、第857条第1項、第858条第1項、第859条第1項、第860条第1項、第861条第1項、第862条第1項、第863条第1項、第864条第1項、第865条第1項、第866条第1項、第867条第1項、第868条第1項、第869条第1項、第870条第1項、第871条第1項、第872条第1項、第873条第1項、第874条第1項、第875条第1項、第876条第1項、第877条第1項、第878条第1項、第879条第1項、第880条第1項、第881条第1項、第882条第1項、第883条第1項、第884条第1項、第885条第1項、第886条第1項、第887条第1項、第888条第1項、第889条第1項、第890条第1項、第891条第1項、第892条第1項、第893条第1項、第894条第1項、第895条第1項、第896条第1項、第897条第1項、第898条第1項、第899条第1項、第900条第1項、第901条第1項、第902条第1項、第903条第1項、第904条第1項、第905条第1項、第906条第1項、第907条第1項、第908条第1項、第909条第1項、第910条第1項、第911条第1項、第912条第1項、第913条第1項、第914条第1項、第915条第1項、第916条第1項、第917条第1項、第918条第1項、第919条第1項、第920条第1項、第921条第1項、第922条第1項、第923条第1項、第924条第1項、第925条第1項、第926条第1項、第927条第1項、第928条第1項、第929条第1項、第930条第1項、第931条第1項、第932条第1項、第933条第1項、第934条第1項、第935条第1項、第936条第1項、第937条第1項、第938条第1項、第939条第1項、第940条第1項、第941条第1項、第942条第1項、第943条第1項、第944条第1項、第945条第1項、第946条第1項、第947条第1項、第948条第1項、第949条第1項、第950条第1項、第951条第1項、第952条第1項、第953条第1項、第954条第1項、第955条第1項、第956条第1項、第957条第1項、第958条第1項、第959条第1項、第960条第1項、第961条第1項、第962条第1項、第963条第1項、第964条第1項、第965条第1項、第966条第1項、第967条第1項、第968条第1項、第969条第1項、第970条第1項、第971条第1項、第972条第1項、第973条第1項、第974条第1項、第975条第1項、第976条第1項、第977条第1項、第978条第1項、第979条第1項、第980条第1項、第981条第1項、第982条第1項、第983条第1項、第984条第1項、第985条第1項、第986条第1項、第987条第1項、第988条第1項、第989条第1項、第990条第1項、第991条第1項、第992条第1項、第993条第1項、第994条第1項、第995条第1項、第996条第1項、第997条第1項、第998条第1項、第999条第1項、第1000条第1項、第1001条第1項、第1002条第1項、第1003条第1項、第1004条第1項、第1005条第1項、第1006条第1項、第1007条第1項、第1008条第1項、第1009条第1項、第1010条第1項、第1011条第1項、第1012条第1項、第1013条第1項、第1014条第1項、第1015条第1項、第1016条第1項、第1017条第1項、第1018条第1項、第1019条第1項、第1020条第1項、第1021条第1項、第1022条第1項、第1023条第1項、第1024条第1項、第1025条第1項、第1026条第1項、第1027条第1項、第1028条第1項、第1029条第1項、第1030条第1項、第1031条第1項、第1032条第1項、第1033条第1項、第1034条第1項、第1035条第1項、第1036条第1項、第1037条第1項、第1038条第1項、第1039条第1項、第1040条第1項、第1041条第1項、第1042条第1項、第1043条第1項、第1044条第1項、第1045条第1項、第1046条第1項、第1047条第1項、第1048条第1項、第1049条第1項、第1050条第1項、第1051条第1項、第1052条第1項、第1053条第1項、第1054条第1項、第1055条第1項、第1056条第1項、第1057条第1項、第1058条第1項、第1059条第1項、第1060条第1項、第1061条第1項、第1062条第1項、第1063条第1項、第1064条第1項、第1065条第1項、第1066条第1項、第1067条第1項、第1068条第1項、第1069条第1項、第1070条第1項、第1071条第1項、第1072条第1項、第1073条第1項、第1074条第1項、第1075条第1項、第1076条第1項、第1077条第1項、第1078条第1項、第1079条第1項、第1080条第1項、第1081条第1項、第1082条第1項、第1083条第1項、第1084条第1項、第1085条第1項、第1086条第1項、第1087条第1項、第1088条第1項、第1089条第1項、第1090条第1項、第1091条第1項、第1092条第1項、第1093条第1項、第1094条第1項、第1095条第1項、第1096条第1項、第1097条第1項、第1098条第1項、第1099条第1項、第1100条第1項、第1101条第1項、第1102条第1項、第1103条第1項、第1104条第1項、第1105条第1項、第1106条第1項、第1107条第1項、第1108条第1項、第1109条第1項、第1110条第1項、第1111条第1項、第1112条第1項、第1113条第1項、第1114条第1項、第1115条第1項、第1116条第1項、第1117条第1項、第1118条第1項、第1119条第1項、第1120条第1項、第1121条第1項、第1122条第1項、第1123条第1項、第1124条第1項、第1125条第1項、第1126条第1項、第1127条第1項、第1128条第1項、第1129条第1項、第1130条第1項、第1131条第1項、第1132条第1項、第1133条第1項、第1134条第1項、第1135条第1項、第1136条第1項、第1137条第1項、第1138条第1項、第1139条第1項、第1140条第1項、第1141条第1項、第1142条第1項、第1143条第1項、第1144条第1項、第1145条第1項、第1146条第1項、第1147条第1項、第1148条第1項、第1149条第1項、第1150条第1項、第1151条第1項、第1152条第1項、第1153条第1項、第1154条第1項、第1155条第1項、第1156条第1項、第1157条第1項、第1158条第1項、第1159条第1項、第1160条第1項、第1161条第1項、第1162条第1項、第1163条第1項、第1164条第1項、第1165条第1項、第1166条第1項、第1167条第1項、第1168条第1項、第1169条第1項、第1170条第1項、第1171条第1項、第1172条第1項、第1173条第1項、第1174条第1項、第1175条第1項、第1176条第1項、第1177条第1項、第117					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	全国市長会・全国町村会からの意見		区分	回答
471	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小もののづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業への改善要望書交付や相談」「中小もののづくり高度化法」における研究開発計画の認定	・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>中小もののづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)</p>
886	革新的なものづくりによる中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産業開拓推進に関する事務、設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている「中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産業開拓推進に関する事務、設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限のうち、革新なものづくりによる技術開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限のうち、革新なものづくりによる技術開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する「中小企業に対する技術開発支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>中小もののづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を保護するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の埼玉県では8件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)</p> <p>ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力を上げて資するとともに、持続的な経済成長の実現を目指した緊急経営対策として、これまで国や自治体等が措置してこなかった施策を補正予算で「連続性を有さず」行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要がある。</p> <p>なお、基準の中では地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中会議・事務局になっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含めると、自治体の施策とも整合性を取っている。</p> <p>また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域プロトで基本的に競争力を図るに決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営を行われているところ。</p>
25	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との業務発据等による調整、新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務、補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>新連携支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を標準開拓する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>中小企業新事業活動促進法における異分野連携新事業分野開拓計画においては、異なる分野の中小企業者が有機的に連携し、互いの有する「ノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するために、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均2~3程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて実施する独自の支援施策により異分野連携による新事業の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携に参りたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件を把握等に係る調整、農商工等連携促進法によることで、事業の目的が、農林漁業者と工商業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであるから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と工商業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであるから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金、農商工等連携対策支援事業要綱	経済産業省、農林水産省	愛知県	C 対応不可	ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどは法律等では求められておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委託しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行なう審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。	事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委託されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないか。 また、各道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。
85	農商工連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例から、事業計画の初期段階から支援することができる。しかししながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階で進んでいることなどは要件になっているとともに、地域の資源やニーズの多様化によって全く一律に評価していることから、事業者は申請時に提出する際にも全て一律に評価していることから、事業者が申請書を断念するケースが散見される。 全国を見据えた視点についても、現地・連携の現状を踏ましている県などの地場行政の判断(審査会議や専門会議等)が必要である。 認定要件「新商品(新規性)・有機的連携」・経済資源の有効活用の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を持たれていることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定要件「事業計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最も認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定45件(愛知県)」 愛媛県内計画認定数のうち、補助事業者実施 11/18件 年度別 農商工等連携事業認定数 H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件) 農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのにに対し、減少している。 県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。 (参考)	農商工連携の促進及び他のニーズを踏まえた支援を行なうため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	愛媛県	C 対応不可	売れる商品を作るために、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思われるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。 また、本事業の執行については本省で一元的に行なうのではなく、各地の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委託しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において該当地域の外部有識者等から選出する等、地域事情に配慮しておらず、現行体制で特に不備はない。 さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。	農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度を高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に付与するようご検討頂けたい。
982	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、開東経済産業局及び東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な要素であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見される。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。県が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓が重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産業における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援、車輪の両面であり、ともに推進すべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 また、全国が計画を立てだし、国が事業者に補助しているが、これを変更し、県が事業者や企業セクター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は会員的な視点から評価の準備を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、開東経済産業局及び東農政局から都道府県へ権限の移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	売れる商品を作るために、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思われるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。 また、本事業の執行については本省で一元的に行なうのではなく、各地の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委託しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において該当地域の外部有識者等から選出する等、地域事情に配慮しておらず、現行体制で特に不備はない。 さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること、都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整、農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務、補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が第一次、第二次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の持つ強みを発揮し、新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するには、自身にない強みを持ち、信頼できる相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1~4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>
85	農商工等連携促進法に基づく計画認定等による事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者のニーズを踏まえた支援を行なうため、現在、国が行っていたる事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が第一次、第二次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の持つ強みを発揮し、新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するには、自身にない強みを持ち、信頼できる相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1~4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>
982	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務、及び関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。				C 対応不可	<p>農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。</p> <p>また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が第一次、第二次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の持つ強みを発揮し、新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するには、自身にない強みを持ち、信頼できる相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1~4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。</p> <p>都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えられ、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため。(ただし現付与と条件付とする) また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。 この支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと、「知見の集約や情報共有は国でなくとも十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務承認をしてることから債権放棄には利益相反を感じることもあるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応できるはず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」	産業競争力強化法第127条、第128条	愛知県	C 対応不可	国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつ、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画を容し金融支援を策定するためには、個別の申請に応じた対応を要するものであり、単に、支援基準をもとに事業を実施する形でのみでは、その対応が困難となる。 本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当てを継続し、均一的運用を行えるようにならなければならぬ。 また、地域毎に異なる運用にならなければならぬ場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の適用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。	中小企業再生への支援は、都道府県の関与を淡化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事務と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事務との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承認事業再生(第二会社方式)の認定について、必要な人員、財源とともに、中小企業局(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	【現行】 平成10年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援について(おほか中小企業再生支援協議会等(本県・神戸商工会議所)への間隔が残った状況)ある。 【支障事例・制度改正の必要性】 見直し方針を受けた同法に定められた指針において、再生支援の体制構築に際しては、①地方政府公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行なうものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等の利害関係のある人物が選ばれることが多い。相談者が安心して相談する環境が整っているのが特徴である。一方で、専門性の高い再生支援の実績が乏しいのが問題である。専門性の高い再生支援に引き込まれる相談者が懸念されるなど、専門性を必ずしも設けていない。専門性をもつた多様な人材であるとともに、地域性も強く、小企業の再生支援に引き込まれる相談者が懸念されるなど、専門性を必ずしも設けていない。専門性をもつた多様な人材であるとともに、地域性も強く、小企業の再生支援に引き込まれる相談者が懸念されるなど、専門性を必ずしも設けていない。 【改正による効果】 本県は、再生支援、経営革新等から市町村へ賛成して支援するという観点から、再生支援業務の運営の役割を担うのは都道府県である。再生支援については都道府県が実施して、地域の中小企業の実態把握している都道府県が実施すれば、が直接実施するよりも、より効率的な支援が可能となると考えられる。兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携機関(29)と「中小企業支援ネット」とよぶ連携策において、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になりますから、ワントップ総合支援体制を強化される。	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	C 対応不可	総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や商工議所等から推薦を受け、再生支援に関する見直し方針で連携する旨の連携再重視した結果、国が承認追認しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現地出向者を排除し、総括責任者が金融機関からの出向の場合、利害関係のある担当者から除外されることを求めており、利害関係者が金融機関が適切な対応を取りにくくといふことが生じる。このような利益相反を生じるが、相談の取扱いが認められていない。また、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくくといふことが生じる。このように利益相反を生じるが、相談の取扱いが認められていない。なお、都道府県等から「中小企業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図ること」との強い要望もある。	地域の中小企業の実態を把握している都道府県に権限移譲することにより、より効果的な支援が可能になる。 ・中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から、再生支援業務のみを県の役割とするのは不合理であり、特に総括責任者の選任等にあたる課題があるものと認識している。 ・再生支援は専門性が高いとの指摘であるが、地域において金融行政や各種企業支援に取り組んでいる都道府県においては、十分に対応可能である。 ・なお、利益相反については、国も高度化事業等で関与している。	
29	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近く商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条から第7条及び第12条、第13条、地域商業自立促進事業要綱	愛知県	C 対応不可	商店街は、小売の中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとって重要なインフラであり、その活性化は地域経済を活性化させる重要な要素である。また、地域活性化のための政策は、国が最も優先する政策の一つである。中小企業の活性化は、地域活性化のための重要な柱である。 全国の商店街が低迷し地域経済の再生が国の政策として重要な年中、商店街支援は國として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街などでは」の取組を定め、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるために、全国的に普及・広報を行っていかなければならない不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰する事が可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的な支援の一環として国が行うことが想定である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。	地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を淡化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事務と適切に連携することによって、より効果を上げができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
28	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするとか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(私の整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じて対応が必要となるものであり、に、支援の実施に沿って事業を実施すればよいものではなく、(つづきケースバイケース)に、支援の対象を定めて、地域毎に異なる運用がなされたり場所を先頭に規定されている部分において、地域毎に異なる運用がなされたり場所を先頭に規定するに有る金融機関は、地域によって措置の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることの場合は問題となる。
768	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業再生事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要な人員・財源とともに、中小企業庁(経済産業省)から各都道府県へ移譲すること。	・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするとか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	地域毎に再生支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となるに加え、金利や国税局から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和と債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除と課税の緩和、無税償却の難持が困難となる)における取扱いが認められなくなったり、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。
29	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に伴う法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするとか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投げ込み、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的見地でより多くの事業を選定した上で、優先的に集中的に支援する必要がある。この意見に沿るよう5/47都道府県に分けで交付するとした場合、メリハリを付けて配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
631	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づく商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等が、商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しております。申請について、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し、申請内容を調整するため、市町村や都道府県が実施する事業と競合的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条	長崎県	経済産業省	C 対応不可	商店街は、小ぶりの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとって重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家の視点からも優先順位の高いものである。中企業基本法第20条においても、国は商店街等の活性化を図るために必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要な年中、商店街支店は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街などでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開するために、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが妥当である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聽取し、これに配慮することとしている。	
661	地域商店街活性化地盤賃貸に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するもの、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する補助事業)については、地方の実情に応じり効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じることを期待します。 工事内容に変更があった場合は、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なところが多く、地域の実情や工事内容を理解してほしいとする基礎自治体員に、地域振興に資する補助金の予算が分配され、移譲される権限とともに制度設計や運用ができるようであれば、地域の運営に合わせて、基礎自治体が既存施策と一緒に小企業振興に取り組むことができる、中小企業に対してタリーハーかつ分かりやすい施策案内・活用ガイドにより与えるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	堺市	経済産業省(中小企業庁)	C 対応不可	商店街は、小ぶりの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとって重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家の視点からも優先順位の高いものである。中企業基本法第20条においても、国は商店街等の活性化を図るために必要な施策を講ずる」とされている。 全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要な年中、商店街支店は国として不可欠な取組となっている。 地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街などでは」の取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開するために、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。 補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが妥当である。 なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聽取し、これに配慮することとしている。	少子化や高齢化が急速に進行するなかで、基礎自治体に對しては、地域特性を踏まえ、生息者のニーズに合わせた身近な商業機能の充実などが求められている。特に、商店街については、地域コミュニティ機能やニーズに合った商業機能の充実により、懸わいのある商店街づくりへの支援が求められており、商店街活性化法等が国として実施するものである。
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画、商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	【支障事例】 国は自らが行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に規定し、全国の視点のもと採択を行っているところが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎりぎり創出イベントの開催実績、地域住民のニーズに合った商店街の新時代謝を図るための取組の形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が錯綜しており、支援の対象となる事業者には差異はない(本県でも、国と同様の事業である、商店街新規開業・開業等支援事業、商店街整備事業等が実施)。 【制度改正の必要性】 商店街の支店については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圈が複数の市町村にまたがるごとから、商店街へ移譲する都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。 そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、国から都道府県へ移譲する都道府県施設との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化策を実施する。 【認定されるべきスキーム】 ①現行の、経済省による「商店街振興組合等」 ②内部、経済省では、多種多様にわたる各種助成金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額は100万~5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採扱 通常は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経済省と個別協議するスキームで担保することが可能。	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	兵庫県、徳島県	経済産業省	C 対応不可	商店街は、小ぶりの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとって重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家の視点からも優先順位の高いものである。中企業基本法第20条においても、国は商店街等の活性化を図るために必要な施策を講ずる」とされている。 平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動施設整備、③空き店舗活用に応じたアート活動支援、イベント開催等となっており、主に先端的なモデル事業ではない。 一方で、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲する都道府県施設との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化策を実施する。 【認定されるべきスキーム】 ①現行の、経済省による「商店街振興組合等」 ②内部、経済省では、多種多様にわたる各種助成金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額は100万~5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。 ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採扱 通常は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経済省と個別協議するスキームで担保することが可能。	・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進事業は、これまでの実績を見ても、全国レベルの先端的なモデル事業とは到底考えられない。 ・商店街振興は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 ・なお、全国発信に必要な情報は国に対して提供する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答
			意見	意見		
638	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどにも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			<p>C 対応不可</p> <p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。この意見にあるように47都道府県に分けて交付するとした場合、メドハリを付ける配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいたしているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。</p> <p>さらに地域商店街活性化法の計画認定について、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を国が全国的な規模・視点で選定する必要があると考える。この意見にあたっては、認定事務を都道府県に移譲するとした場合、全国的な視点の久又と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に進歩があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)</p> <p>・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興策等が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものになる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を听取しての意見を十分に配慮するが、支援措置に関する情報提供を適切に行なうなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。</p>
668	地域商店街活性化法に基づき商店街活性化事業に賛同する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどにも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		<p>C 対応不可</p> <p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。この意見にあるように47都道府県に分けて交付するとした場合、メドハリを付ける配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。</p> <p>・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興策等が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものになる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を听取しての意見を十分に配慮するが、支援措置に関する情報提供を適切に行なうなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。</p> <p>今後とも、地域の商店街・商業施設に精通している基礎自治体である市町村や都道府県の意見を十分に踏まえながら商店街活性化事業に取り組む必要があると考えている。</p>
764	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどにも、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		<p>C 対応不可</p> <p>・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。この意見にあるように47都道府県に分けて交付するとした場合、メドハリを付ける配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。</p> <p>さらに地域商店街活性化法の計画認定について、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を国が全国的な規模・視点で選定する必要があると考える。この意見にあたっては、認定事務を都道府県に移譲するとした場合、全国的な視点の久又と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に進歩があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)</p> <p>・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興策等が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものになる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を听取しての意見を十分に配慮するが、支援措置に関する情報提供を適切に行なうなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
887	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するなどと、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>地域商店街活性化への支援について、国として限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースなどを参考して財政支援をして、その政策効果を最大限上げていたいには、全国的・複数の視点で審査をして、最終かつ中期的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けた交付した場合、メリハリを付ける観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考える。</p> <p>また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与と別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請による係る事務手続きの増加等への懸念があることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいたしておりますところであり、必ずしも地方自治体との交付に積極的でないこともありますと認識している。</p> <p>商店街政策での国と地方自治体との連携について、地域商店街活性化法第3条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行なましくて能率よく地方公共団体と協調して商店街活性化の事業計画が開拓がされるものとされています。また、商店街活性化法第3条の「商店街活性化の計画を認定に当たっては、都道府県及び市町村の意見を聽取し、その意見を十分に踏まえ、支援措置に関する情報提供を通じを行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。</p> <p>もとのづくり事業・サービス補助金は消費税率引き上げによる額に込み需要との反動減を緩和することや、一時的な景気動向の悪化のためかからず、力強い成長戦略の立案と実現でより経済の成長に貢献することとともに、持続的な経済成長の実現を目的として緊急経済対策として、これまで国や自治体等に措置してこなかった施策を補助料率で見直す(「均一化」)を行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要がある。</p> <p>なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分について、各都道府県中央会がが業務等についての地域採択委員会を構成する職員に都道府県又は公試試験場の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。</p> <p>また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図るなど決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。</p>
30	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	・JAPANブランド育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するJAPANブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>本事業は、経済産業局ごとに採択審査を行っている訳ではなく、全国からの応募案件を本省において、全国的視点に立って一元的に審査し、採択しているものである。我が国全国への輸出促進のためにも、審査されたノウハウを活用するためにも、審査事務の効率性の観点からも、引き続き国が本省において一元的に審査及び採択を行うことが効果的かつ効率的である。</p> <p>また、各都道府県が独自の支援メニューにより支援する案件について、国が「JAPANブランド」として都道府県と連携して支援を行うことにより、より高い効果が得られると考えられるため、引き続き国が本事業を実施していくことが適当である。</p>
261	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が開業率を回る状態にし、開業率・開業率が外国・英国レベル(10%)になることを目指す」という目標が掲げられている。</p> <p>創業補助金は、地域の起業・創業を大削減に増加させ、開業率が開業率を回る状態にし、開業率・開業率が外国・英国レベル(10%)になることを目指す」という目標が掲げられている。</p> <p>創業補助金の採択にあたっては、申請受付、問い合わせ対応、確定検査等の事務を実施するため47都道府県に置かれた都道府県の外郭団体や商工会等の地域事務局において、専門家(学識者、弁護士、公認会計士等)による書面審査及び地域審査会を行なうことで、全国審査会において審査を行うことにより都道府県の審査レベルを調整し、一定水準以上の創業を支援する体制を構築しており、引き続き同体制にて実施することが必要である。</p> <p>他方、全国的な一定の水準を確保しつつ、都道府県の知見を活用させていたい観点から、都道府県の担当者が地域審査会にご参加いただることを検討することとした。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
881	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となつて販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経渌の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、市中心街地の活性化等に関する事を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 ことによると、商工会・商工会議所と一体となつた販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度であること)。 地域力活用市場獲得等支援事業	経済産業省組織規則第231条21号 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第11条第1項	経済産業省	埼玉県	C 対応不可	小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援については、商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所と連携し実施している事業である。 その採択・執行に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築しており、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。	都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、補助金の執行に伴う経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても、横断的な対応が可能である。このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適切である。 補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。
942	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行・フォローアップ及び成果普及・等	「戦略的基盤技術高度化支援事業」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 ※従前のステムで国庫補助金と、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 ※地域の実施に応じた弾力的運用ができる補助事業の設定をしてほしい。(現行:国2/3、都道府県1/3以内など) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」についても、移譲を行うことで、從前から都道府県で実施している事業との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 連携権に属する事業の所在地が都道府県を除いても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものと考える。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12条第1項	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	中小のめぐらしさ法は、中小企業によるものめぐらしさ基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のめぐらしさ基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力を強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。 したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされおり、移譲できない。 なお、移譲と共に同時に補助事業についても同様の視点が不可欠であることが移譲できない	「全国的視点」により全国一貫的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を熟知した都道府県が事業執行、補助金執行業務等を担ったほうが、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 なお、移譲と共に同時に補助事業については、都道府県を実施主体とするか、若しくは間接補助先とするべきである。
890	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経渌の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、市中心街地の活性化等に関する事を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経渌の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 ことによると、商工会・商工会議所等による補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度であること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコードイニシアチブ等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコードイニシアチブ等事業)	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条	経済産業省	埼玉県	C 対応不可	一般に求職活動は、当該都道府県内に限らず、県境を越えて就職するケースも少なくない。他方求人も同一県内の方に限ることなく、優秀な人材を求めて広く行われる場合も少なくない。こうした観点から、地域中小企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本としつつも広域で事業が実施できる制度とし、さらに人材交流から定着支援まで一貫して支援ができる制度としている。また、今後は都道府県の人材を確保するため、リソースを含めた広域的な人材活用に向けて事業展開も想定されるところである。また、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについても、特に首都圏、近畿圏におけるインバーンシップについては県境にとらわれず広域でのマッチングも存在するため、ブロック単位で事業を実施しているところであり、効果的に事業が進行できている。都道府県に委託した場合、上述のような広域的人材確保は困難となり、中小企業の人材確保も県内間ににおける競争的なものとなる。したがって、当該事業については、国が補助事業等を行うことが適当である。	人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた就職支援が妨げられるの指摘には、根拠がない(国の出先機関もプロジェクトであり、一定の所管区域という概念があるのは同様である)。特に女性は、仕事と家庭の両立のため、自宅近くで働くことを希望している。現在、県が実施している同種の事業(合同企業説明会や企業見学バスツアーなど)では、参加者を県内在住者に限ることなく、幅広いマッチングを行っている。 また、産業、雇用、教育などを包括した総合行政主体である県の方が、府県の統括りを超えた横断的な事業展開も可能である。 このため中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務権限を直ちに都道府県に移譲すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
888	商工会・商工会議所と 一体となった販路開拓 に関する事務・権限の 都道府県への移譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの 支援、地域産業の振興、産 学官連携推進に関する事 務・権限のうち、商工会・商 業会議所と一体となった販 路開拓に関する事務・権限 を都道府県に移譲すること。	・販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地 域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することによって、より効果を上 げることができる。都道府県が実施する販路開拓に關 する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する觀 点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上 で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付す ること。			C 対応不可	<p>小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体と なった販路開拓支援を含めた地域力活用市場獲得等支援事業は、平成25年度補 正予算により措置されている事業であり、既に執行も行っていることから、移譲でき ない。</p> <p>なお、本事業の執行においても、できる限り借りた取組を採択するため、全国商工 会連合会・日本商工会議所において、全国からの提案を対象評価によつて審査・採 択を行つているところ、全国規格の相対評価は、採択審査基準の明確化や事務執 行マニュアルの整備によつて行つことはできないと考える。</p> <p>一方で、(中略)小規模事業者持続化補助金の実施計画において、「都 道府県が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体としよく連携しつ つ、(中略)小規模企業の振興を図るために施策を効果的に展開する」と記載して いるところ、小規模企業の振興に当たつては、地方公共団体と連携しながら取り組む ことが重要と認識している。今後の小規模企業の振興に關する施策の実施に當たつ ては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携 するための方策を検討してまいりたい。</p>
942	新連携支援に関する 事務の都道府県への 権限移譲	「戦略的基盤技術高度化 支援事業」執行・フローラ ップ及び成果普及 等	・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域 の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施す る事業と適切に連携することによって、より効果を上 げることができる。都道府県が実施する新連携支援に關 する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する觀 点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上 で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付す ること。			C 対応不可	<p>中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研 究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企 業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の 強化及び新たな事業の創出を目的としており、單なる地域経済のニーズを超 えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してある ところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ご とに一定割合を認定・採択するものではないため、権限の移譲は困難であ る。</p> <p>(ちなみに、平成26年度に新連携採択された案件は150件あり、御提案の神 奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的 な執行体制の構築は困難)</p>
890	中小企業・小規模事 業者の高度人材育成 支援に関する事務・權 限の都道府県への移 譲	経済産業局等が行っている 中小企業やベンチャーの 支援、地域産業の振興、産 学官連携推進に関する事 務・権限のうち、中小企業・ 小規模事業者の高度人材 育成支援に関する事務・權 限を都道府県に移譲するこ と。	・中小企業・小規模事業者の高度人材育成への支援 は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に 反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に 連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の高度 人材育成支援に関する事業との連携を図り効果を最 大限に発揮する觀点から問題があるため、自由度を できるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にする か、都道府県に交付すること。			C 対応不可	<p>御指摘の中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確 保・定着支援事業、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロ ジェクト)は、基金事業の一環で実施してきたものであるが、平成26年度で終 了する予定である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
369	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告収取及び立入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告収取及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。 ○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進することや、地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たっては地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考えます。 ○ 9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。 ○ 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当すること、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 再生可能エネルギー発電の普及、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。 ○ その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聞く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供することも含め、新エネルギー委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。 ○ 仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一括的に移譲する必要があると考えている。 ○ なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。
507	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。	○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。 ○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進することや、地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たっては地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考えます。 ○ 9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。 ○ 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当すること、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。	E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 再生可能エネルギー発電の普及、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。 ○ その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聞く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供することも含め、新エネルギー委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。 ○ 仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一括的に移譲する必要があると考えている。 ○ なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。
852	電源立地地域対策交付金における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業採択や交付額配分などの権限を都道府県に移譲する。	・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可能なよう制度の改善・拡充を図るべきである。			D 現行規定により対応可能	当初の提案については対応不可であるが、『各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見』については、現行の交付規則第19条第3項にて対応可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
854	原子力発電施設設立地 域共生交付金交付規則における事業採 択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設設立地 域共生交付金における事業 の採択や交付額の配分等 との権限を都道府県に移 譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政審査事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。 原子力発電施設設立地 域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の数量で策定や変 更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出などとする 制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	原子力発電施設設立 地域共生交付金 交付規則第3条、第 9条	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	C 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審 査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適当。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生によ り、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、 別の事業に充当できるようにするなど、強力的な活用が可能となるよう、引き 続き、制度の改善・抜本について検討いただきたい。
855	核燃料サイクル交付 金交付規則における 事業採択及び交付額 配分等の都道府県への 移譲	核燃料サイクル交付金に おける事業の採択や交付 額の配分などの権限を都 道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手續に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政審査事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な 地域振興計画の策定や変更について、県の数量で策定や変更ができるよう 権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出などとする 制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	核燃料サイクル交 付金交付規則第3 条、第8条	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	C 対応不可	・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審 査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適當。	利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生によ り、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、 別の事業に充当できるようにするなど、強力的な活用が可能となるよう、引き 続き、制度の改善・抜本について検討いただきたい。
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に に対する特許料軽減受 付)の都道府県への權 限移譲	特許料又は審査請求料の 軽減措置を受けようとする 一定要件に該当する中小 企業や公設試験研究機 関(地方公共團体に設置さ れた機関)からの事前相談の 対応をはじめ、提出された 軽減申請の内容(要件)に ついて確認(不備がある場 合の訂正等の対応を含 む)、申請者への軽減対象 者の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められている が、産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることを考慮すると、本 県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務 を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮 につながるものと考える。	産業競争力強化法 第75条 産業技術力強化法 第17、18条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	守秘義務及び他の出願人との公平性等の担保(出願人になり得る機 関が公開前の未公開情報等を用いて当該事務を行うこととなる ため)が困難である。 さらに、産業技術力強化法の軽減措置において地方自治体は当該事 務の申請者に有利するものであり、利益相反の観点からも地方自治 体に当該事務を委譲することは困難である。 また、地域の独自性を踏まえた当該軽減措置以外の更多的な支援(知 的財産権に関する補助制度等)を実施することは可能であり、既に実 施している地方自治体も存在している。 なお、特許料等の軽減措置に関する事前相談については、各都道府 県に設置している知財総合支援窓口において実施している。 知財支援総合窓口一覧 (http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chizai_mado.htm)	地方公務員には地方公務員法による守秘義務が課せられており、公平性の担保に 支障はない。 地方自治体の申請については、国又は第三者がチェック等を行えば良いと考える。 特許料軽減申請の受付及び確認書受付等の事務を、地域に身近な都道府県が実 施することで、申請者の利便性が向上する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
854	原子力発電施設設立地 地域共生交付金交付 規則における事業採 択及び交付額配分等 の都道府県への移譲	原子力発電施設設立地地域 共生交付金における事業 の採択や交付額の配分な どの権限を都道府県に移 譲する。	・電源三法等による交付金制度や特例措置について は、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。			C 対応不可	本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる事業への充当は不適当。
855	核燃料サイクル交付 金交付規則における 事業採択及び交付額 配分等の都道府県へ の移譲	核燃料サイクル交付金に おける事業の採択や交付 額の配分などの権限を都 道府県に移譲する。	・電源三法等による交付金制度や特例措置について は、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。			C 対応不可	本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる事業への充当は不適當。
496	産業財産権に関する 確認事務(中小企業に 対する特許料軽減申 請の受付と確認書受 付)の都道府県への推 進移譲	特許料又は審査請求料の 軽減措置を受けようとする 一定要件に該当する中小 企業や公設試験研究機関 ・地方公共団体に設置され る機関からの事前相談の 対応をはじめ、提出された 特許料軽減申請の内容(要件) について確認(不備がある場 合の訂正等の対応を含 む)、申請者への軽減対象 者である旨の確認書の交 付	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法第75条を根拠法令として権限委譲の提案がなされている 確認書の交付事務は、産業競争力強化法に基づく軽減措置では、確認書の提出を要件としているため、交付事務は存在しない。 ・産業技術力強化法第17条、18条を根拠法令とする軽減措置については、確 認する要件の中に、公開前の出願の内容に関する情報も含まれる。当該措 置は地方自治体も申請者になり得るものであるが、申請者になり得る者が個 別企業の公開前の発明情報を接することは、公平性、利益相反及び保険等 の観点から適当でなく、例えば企業情報の漏えい・二次利用、申請企業に に対する不公正な取扱い等の問題も生じ得ると考えられる。このため、地方自 治体に当該事務を移譲することは、困難である。 ・なお、神奈川県の要望が、存在しない事務に関する要望であるため、要望 事項の内容、趣旨、背景等について必ずしも正確に把握できておらず、改めて 確認する必要があるものと思われる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
495	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式と審査に向かう相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が寄せられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなんら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考えます。	知的財産推進計画	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	・知的財産権にかかる相談業務については、既に各都道府県の中小企業支援センター等を活用して、委託により相談業務を進めているところ(全国57箇所に知財総合支援窓口を設置)。 ・ただし、「未公開情報(出願公開前情報)」を用いた相談対応Jについては、特許法の規定により第三者に提供できないため、相談対応することはできない。 ・また、申請書類の確認など形式的なチェック等については、上記相談業務でも対応している。	都道府県の中小企業支援センター等に委託している現状からも、地方が当該業務を行なうことが適当であることは明らかであり、移譲を進めることにより、利用者の利便性が向上する。
366	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行なうことができるが、町村については、法令上、権限がない。 市町では移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の付与により企業誘致につながるメリットはある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、都道府県の条例で定めることとされている事務であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができない事務)。 【具体的な支障事例】 本県は企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 そのため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	工場立地法第4条の2	経済産業省	広島県	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立政策を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(2次立法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従つて、本提案について対応することはできない。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。 同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民に近い行政主体である基礎自治体において、地域の実情に応じた適切な判断ができるようすべき。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知識が求められない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。
715	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【支障事例】当町に唯一存在する工農団地「新潟東港工業地帯」は既に分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同じ工農団地において更なる事業拡大を望む特例工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。 緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同じ工農団地内の事業拡大に伴う設備投資が主となる者は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工農団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不適であると考える。 【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。 また、移譲を実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。	工場立地法第4条の2	経済産業省	聖籠町	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立政策を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(2次立法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従つて、本提案について対応することはできない。	当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではないが、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江別市、愛知県知多市、島根県安来市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの立地件数を有していると言える。 当町が有する工場用地については概ね売却済みであり、現在、立地している企業が、異なる事業の拡大や施設の更新・立て替え等を行な場合には、隣接地に事業用地を求めるることは困難な状況。そのため、自社所有敷地内での施設整備等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する障害の要因となる恐れがある。 当町としては、同工農団地への企業立地促進を図り、雇用確保や収税増につなげていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等の緩和による支援が考えられる。 しかしながら、工場立地法第4条の2に規定する緑地面積率等に関する地域準則の制定権限は都道府県が有しており、町村において準則制定ができないことから、独自の企業誘致・支援等の取り組みに支障を来す恐れがある。 積極的企業立地支援策の実施を考える町村においては、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、都道府県の権限を受けることで、地域の実情に合わせて、独自の企業立地施設を開拓する限り地域の自主性が發揮できることを考えたため、同種の移譲をお願いしたい。 なお、本提案については全町村に対して、建物の権限移譲ではなく、「手掛け方式」により希望する町村への権限移譲を求めるものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
495	産業財産権に関する相談業務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等 (相談業務については、未公開情報(出版公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可 (参考)<東京都知的財産総合センター> http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/ ②未公開情報については、国においても相談業務に利用ができない。	
366	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方もある。合理性がない。 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定めた工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得たための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対応するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図られるよう前向きに検討すべきである。	O 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定めた工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得たための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対応するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 O 9月19日(金)のアソシングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだった通り、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していくいただきたい。	C 対応不可 企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。 このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。	
715	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。	【全国町村会】 地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方もある。合理性がない。 地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。	O 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定めた工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得たための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対応するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 O 9月19日(金)のアソシングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していくいただきたい。	C 対応不可 企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。 このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
963	工場立地法第4条の2 963 「工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係る 地域準則の条例制定 権限の町村への移譲」	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定について、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行つて可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットがある。 なほ、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の業務は、都道府県の条例で定めることとされている事務であるため、特例条例による町村への移譲はできない（県の条例でのみ定めることができること） 【具体的な支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例適用せず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 そのため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主権への「町村」の追加を求める。	工場立地法第4条の2 経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地 域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政策を高めたため の改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次 括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲してい る中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるよう になる。	同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住 民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切 な判断が出来るようになります。 「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町 村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。 当該事務処理に当たり特別な資格や知識が求められない中では、希望 する基礎自治体が処理できるようにすべき。	
857	工場立地法に基づく 緑地面積に係る変更 届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整 備している場合であって、 緑地の移設・新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。(1)伴う緑地面積の減 少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環 境の維持に支障を及ぼすおそれがない場合に限 る)は、軽微な変更に該 当するものとして変更届出の 対象から除外する。 なお、緑地整備の適切な推 進により、周辺地域の生活 環境を保持する観点から、 既整備地面積の大きさ や形状、面積の変動等に よって、都市計画区域上 の用途地域等に照らし、地 域区分ごとに設定する(国 の助成に基づき、県又は市 が独自に設定できるように する)。	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが原則である場合(周辺地域の生活環境の維持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る)は、軽微な変更に該当するものとして変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、 緑地の移設により緑地面積が減少しない場合。 ②保安上その他のやむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であっても、それらのようによく変更され、準則に合致しているの かどうかについて審査をする必要があるため届出が必要。また、周辺 に住む者にない森林に含まれた工場であつたとしても、周辺の状況は日々変わっているものであり、届出不用の判断基準には至らない。 工場立地法に基づく特定期間を設けることなく企業に対する事務手続きを簡素化することによって、審査の要件を削減することができる。 また、同時に行政の事務コストを削減することができる。 (具体的な例題は別紙のとおり)	工場立地法第8条 第1項、同法施行規 則第9条 経済産業省	愛媛県	C 対応不可	工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他や むを得ない場合に限り、生産施設、環境施設、面積規制の状況を把握する ための届出は必須不可である。大規模な緑地が整備されている かどうかについて審査をする必要があるため届出が必要。また、周辺 に住む者にない森林に含まれた工場であつたとしても、周辺の状況は日々 変わっているものであり、届出不用の判断基準には至らない。 当該特定工場の状況の変遷については、次回の変更届出の際に併せて届出 が省略された変更内容を届出させ、事後に把握することで足りるものと考え る。	工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の 適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設、 面積規制の状況を把握することは重要なとされる。しかしながら、変更の内 容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準 則への適合性の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、 当該特定工場の状況の変遷については、次回の変更届出の際に併せて届出 が省略された変更内容を届出させ、事後に把握することで足りるものと考え る。	緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の 地域環境に照らし、独自の緑地面積率を定めることができるなどしているが、こ れは工場が整備された場合と周辺に居住がない森林に囲まれた工場など においても一律に適用する現在の規定は過剰規制とされている。 工場立地法では、工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減 少面積10m ² 以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変 更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が示す基準の範囲 において自治体が柔軟に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺の生 活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。	
374	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和	人口20万人以上の市は農 村地域工業等導入促進法 の農村地域に該当しないと して適用から除外される が、市町村合併によって人 口が20万人以上となった 市については、合併前の市 の人口をもって農工法の対 象とするように適用要件を 緩和すること。	〔支援〕企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高 い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地 の整備は不可欠なものとなっている。農業団地は、農村地域工業等 導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平 成17年1月周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上と なったため農村地域での適用要件から除外されることになった。しかし、合併に よって人口規模が増加しても、A市での財政力指数が高くなるのではなく、農 業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の多くによる雇用創出 が必要な農村地域であるという実態は如何に変わりはないことから、地域振興に よる人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断し ているなど、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導 入促進法第2条第1 項本文カッコ書き 同法施行令第3条 第4号ア	農林水産省、 厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省	九州地方知事会	1. 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」について、農業などの導入促進 に寄与するといふ意味で、農業者の就業機会が得られるといふ地域に限る。 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行なう必要性が低い地域。 「町に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある 程度確保されている市」については、法の対象地域から除外したことのである。 2. このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下 の市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市町村合併によって人口20万人以上 となる」としての適用要件を緩和したことのである。 3. 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市町村合併前の旧市町村単位で適用すること」としての判断基準は、市町村合併前の旧市町村単位に人口要件を 満たさなくなつたとして法の対象外にするのではなく、それ故に合併前の人口 の規制で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と 工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨からみて適切ではないと考え ている。	提案書にある市は、市町村合併前に「農村地域」として工業などの導入促進 に寄与するといふ意味で、農業者の就業機会が得られるといふ地域に限る。 町に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある 程度確保されている市については、法の対象となるが、「農村地域」の人口が大きさの結果にすぎない、 A市での財政力が合併により下がつてしまることは財政力指数の推移が示すとお りであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とともに全国 平均よりも低く、それぞれの数値は合併前には比較的高い状態を示して いる。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られるといふ地域について特に工業などの 導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を 満たさなくなつたとして法の対象外にするのではなく、それ故に合併前の人口 の規制で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と 工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨からみて適切であると考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
963	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【全国町村会】</p> <p>地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を取ることから、必ずしも行政規模等の觀点から、町村に権限を移譲することは適切でないと考える考え方、合理性がない。</p> <p>地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。</p> <p>提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。</p>	<p>○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手堅げ方針等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るために基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則による条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。</p>	C 対応不可	企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。	企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新増設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。	
857	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たに整備投資)に伴う緑地面積の削減も含む。)(一)伴う緑地面積の減少割合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更に該当するものとして変更届出の対象から除外する。	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10m以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の論点として検討していただきたい。</p> <p>○ 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例においては、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更届出が21件あり、その後19件の緑地減少割合が1%前後であった。</p> <p>近隣に住民が多いなど、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合にまで、一律10mという対象数での基準の下、届出の義務を課してから原則90日間変更に着手できないことなど合理性はない、変更届出が必要な範囲について地域で彈力的に定められるよう、10mの限定を緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	E 提案の実現に向けて対応を検討	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。	現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案者である愛媛県と協議を開始することとした。	なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不用要件としての合理性、法的且の整合性からみて対象拡大できることが確認でき場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上での実現を図ることとした。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。			C 対応不可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものと思料。	財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
22	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地盤が存在する地点を中心として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱	経済産業省	愛知県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県が実施主体にするか、都道府県に交付すること。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的な視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。	
32	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中心として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けて取組を行っており、全国的な視点があるとともに、地域の強みを活かすことでより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できるこから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地区活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。	対内投資等地区活性化立地推進事業費補助金要綱	経済産業省	愛知県	C 対応不可	企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。 基本計画に基づく取組みは主に都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財源を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必要。	企業立地促進への支援は、都道府県が主体となって、地域の実情を適切に反映する取組を行うことにより、事業の効果を上げることができるために、都道府県の自由度を高めて企業立地促進に関する補助金等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。	
469	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等による、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示等の強みを幅広く結集するため、県境やブロックを超えて、より強みと強みが結びつく(※官公署等のコーディネート、補助事業の交付決定及び確定手続き、採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業省で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 * 地域新成長産業創出促進事業費補助金など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた強力の運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3、都道府県 1/3以内など) * 産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との連携や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金についても、移譲を行うことで、從前から都道府県で実施している施策の整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	産業クラスター計画	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、全国的視点により全国面的に我が国が事業を行いうまい、地域の企業や大学等を把握し、産業実態、ニーズ、課題等について熟知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができる、的確な事業執行、補助金執行業務ができると考える。 特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一貫して実施すべきと考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。 なお、移譲までの間は、新産業振興施策を効果的に進める観点から、補助事業における対象企業の採択等に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
22	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	<p>・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。</p>
32	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	<p>・企業立地促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ。都道府県が実施する企業立地促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>		C 対応不可	<p>本補助制度は、我が国全体の産業競争力強化に資する成長分野に属する新規創業・新分野進出事業者の効果的な支援につながる施設や、都道府県をまたぐような広域的な当たっては全国的な視点が必要不可欠であることから、都道府県へ一律に権限・財源移譲することは困難と考えられる。 また、本補助制度は、企業立地促進法に基づき都道府県及び市町村が策定した「基本計画」に基づく事業を対象としており、既に地域の実情が適切に反映される仕組みになつていて、本事業の採択は既に終了しているが、21年度予算において引き続き本事業と同様の制度が認められる場合は、補助金交付先の審査において関係自治体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、関係自治体との連携が今以上に強化される仕組みとなるよう検討する。</p>
469	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示等の強みを幅広く事業者を超えて、より強みと強みが結びつく産学官（含自治体）等のコーディネート・補助事業の交付決定及び補助手続を実行する事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	<p>・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>		C 対応不可	<p>本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対する、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応)。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについても、國際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3、都道府県 1/3以内など) 新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 従前から都道府県で実施している施策の整合性を図り、より効率のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	経済産業省	神奈川県	C 対応不可	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力を強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。	都道府県においては、地域経済の活性化を図る様々なベンチャー支援施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、国がこの事を「全国的視点」により全国一的に国が事業を行つたり地域の求めに応じた的確な支援を行うことができる。 支援対象についても、国と都道府県との重複が考えられることから、都道府県が一括的に実施すべきと考える。 また、移譲までの間は、ベンチャー支援施策を効果的に進める観点から、対象企業の採択等に関する事務に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。 なお、本県では、国の成長分野として示された「ライフサイエンス」「環境」等の新産業分野を中心にベンチャーの起業や事業化に係る支援を行っている。 <主なベンチャー支援事業の実績> ○新産業ベンチャー企業化支援事業(H17～H25) 支援企業73社 成果[会社設立18社、商品化24社、特許出願45社、大手企業との提携等2社、VC等からの出資22社、試作品完成50社] ○エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業(H24～25) 支援企業11社 成果[商品完成3社、製品完成3社、試作品完成5社]

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
939	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラス化形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスター化形成に応じて)に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するベンチャー企業への支援に関する事業との連携を図り効率を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするとか、都道府県に交付すること。 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	・ベンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができ。都道府県が実施するベンチャー企業への支援に関する事業との連携を図り効率を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に跨まらない産業資金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。	